### 第4回都区財政調整協議会幹事会 次第

- 1 日 時 令和6年1月5日(金) 午後6時~
- 2 場 所 東京区政会館 191会議室
- 3 議 題 都区財政調整 (令和5年度、令和6年度) について
- 4 進行次第(司会:東京都総務局行政部区政課長)
  - (1) 財源見通し
  - (2) 協議
    - ・ 都側提案事項について
    - ・区側提案事項について
    - その他について
  - (3) とりまとめ
    - 都側総括意見
    - · 区側総括意見
  - (4) その他
- 5 配付資料
  - (1) 令和5年度都区財政調整(再調整)都側提案事項
  - (2) 令和6年度都区財政調整区側追加提案事項説明メモ
  - (3) 区側参考資料
  - (4) 令和6年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方 (第4回財調協議会幹事会: R6.1.5)
  - (5) 都区財政調整協議会幹事会のまとめ(案)

# 令和5年度都区財政調整(再調整)東京都提案事項

| 項目             | 提案の内容及び趣旨              | 影響額     |
|----------------|------------------------|---------|
| -8.0           | 足来の自行及の歴日              | (百万円)   |
| 【民生費/経常】       | 令和6年1月から開始された国民健康保険    |         |
| 国民健康保険事業助成費(産  | の産前産後保険料免除に係る経費を算定す    | 21      |
| 前産後保険料免除)      | る。                     |         |
| 【民生費/経常】       | 令和5年4月からの出産育児一時金の1人    |         |
| 国民健康保険事業助成費(出  | 当たり支給額の引上げに要する経費を算定    | 312     |
| 産育児一時金)        | する。                    |         |
| 【衛生費/経常】       | 50 歳以上を対象とした帯状疱疹ワクチン   |         |
| 予防接種助成事業費(帯状疱  | 接種の助成に係る経費を算定する。       | 1, 491  |
| 疹ワクチン)         |                        |         |
| 【衛生費/経常】       | 令和5年8月からのヒブ感染症に係る予防    |         |
| 予防接種費 (ヒブワクチン) | 接種費用の単価改定に伴う経費を算定する。   | 130     |
|                |                        |         |
| 【経済労働費/経常】     | 物価高騰等に対応するための中小企業関連    |         |
| 商工振興費(中小企業関連資  | 資金融資あっせん事業 (緊急対策分) の令和 |         |
| 金融資あっせん事業(緊急対  | 5年度貸付分について、当年度における利子   | 2, 804  |
| 策分))           | 補給及び信用保証料補助に係る経費を算定    |         |
|                | する。                    |         |
| 【議会総務費他/経常】    | 特別区人事委員会勧告を受けた給与改定を    |         |
| 標準給単価等の見直し     | 踏まえ、標準給単価等を見直して算定する。   | 5, 999  |
|                |                        |         |
| 【議会総務費他/投資】    | 現下の原材料費等の上昇や円安等による物    |         |
| 物価高騰対策         | 価高騰の影響の長期化を踏まえ、投資的経費   | 34, 078 |
|                | の物価高騰対策経費を算定する。        |         |
| 【議会総務費/投資】     | 発生が危惧されている首都直下地震や、頻    |         |
| 首都直下地震等に対する防   | 発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避   | 5, 406  |
| 災・減災対策としての公共施  | 難所等となる公共施設の改築需要に係る経    | 0, 400  |
| 設改築経費          | 費を算定する。                |         |
| 【教育費/投資】       | 義務教育施設の新築・増築等に要する経費    |         |
| 義務教育施設の新築・増築等  | について、起債充当を行わないこととして算   | 2, 782  |
| 経費の起債充当除外      | 定する。                   |         |

# 令和6年度都区財政調整区側追加提案事項説明メモ

| Νο  | 1      | その他               | _ |
|-----|--------|-------------------|---|
| 事業名 | 公共施設改第 | <b>陸工事費の臨時的算定</b> |   |

### 1 概 要

調整税等、協議等の状況に応じて、下記の項目について提案する。

### 2 算定内容

・公共施設の改築工事費について、臨時的に算定を充実する。

| 7   | 標準 <mark>区一般財源</mark> 所 | 要額(円) | 2      | 3 区合計額(百万円 | 3)       |
|-----|-------------------------|-------|--------|------------|----------|
| 区分  | 現 行                     | 改定案   | 現 行(A) | 改定案(B)     | 影響額(B-A) |
| 固定費 |                         |       | _      |            |          |
| 比例費 | _                       | _     | _      | _          | _        |

#### <区側参考資料>

#### 他自治体の廃棄物処理手数料(事業系)の状況(令和4年2月調査) 参考資料

東京都市部

|        | A市 | B市               | C市       | D市   | E市                     |
|--------|----|------------------|----------|--|------------------------|
| 事業系手数料 | 55 | 45 <i>ℓ</i> =161 | 50       | $45 \ell = 285$<br>$25 \ell = 125$<br>$10 \ell = 50$ | 45 ℓ =250<br>30 ℓ =166 |
| 持込手数料  | 40 | 30               | 350/10kg | 350/10kg   | 42                     |

特別区

(単位:円/kg)

46.0  $(45 \ell = 391)$ 17.5

令和5年10月改定

調査方法は、書面によるアンケート調査及び条例・規則の確認による。

# 令和6年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方(第4回財調協議会幹事会: R6.1.5)

#### 【都側提案事項】

## 取扱注意

1算定方法の見直し等

| No. | <u>足力法の兄直し寺</u><br>項目 | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果 |
|-----|-----------------------|--|--|------|
|     | 防災訓練) の見直             | 総合防災訓練に係る経費のうち、軽可搬ポンプ維持管理費について、訓練目的での軽可搬ポンプの所有区が2区のみであることから、算定を廃止する。<br>(第1回幹事会)   |  |      |
|     |                       | 織で捕捉し、維持管理に係る経費は本事業で捕捉していると理解している。<br>都案は、各区の実態を調査した上で、経費が発生している区数が1区のみであることから、特別区の実態を踏まえて、算定廃止を提案している。また、総合防災訓練の事業区分に含まれる経費にも関わらず、訓練目的のために軽可搬ポンプを所有している区数は2区のみであり、現行算定が過大となっていることは、今年度実施した調査の結果から明らかであるため、都案は妥当であると考える。<br>(第3回幹事会) | 訓練に使用する器材については、軽可搬ポンプ以外にも想定される。それらも含めた連動する事業費も同時に見直す必要があることから、都案は妥当ではない。<br>(第3回幹事会) |      |
|     |                       | 本提案に当たり、各区の軽可搬ポンプの保有台数について調査しており、特別区の現状を踏まえた見直し提案になっていると認識している。<br>少なくとも現行算定上、軽可搬ポンプに係る経費は過大算定になっているという事実については、改めて触れさせていただくが、「連動する事業費も同時に見直す必要がある」との区側意見を考慮し、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。<br>(第4回幹事会)       |  |      |

| <u> </u> | 正力法の兄担し寺                    |   |   | 1   |
|----------|-----------------------------|---|---|---|
| No.      | 項目                          | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果  |
| 2        | 災害対策費(消火<br>器設置管理費)の<br>見直し | 消火器の設置管理に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。<br>(第1回幹事会)   | 現行算定は全比例で設定しているところ、都案では、固定<br>費を新たに設定することとしているが、その理由を伺う。<br>(第2回幹事会)                | 災害対策費(消火器設置管理費)について、<br>算定内容(経費全体)<br>を見直す。 |
|          |                             | まれていない委託料の中で、消火器の維持管理等を行っている区が存在する実態を確認した。委託料と測定単位との相関が見られないことから、各区の決算をもとに、委託料に係る経費を固定費として設定している。<br>(第3回幹事会) | 都案における考え方は理解できたが、標準区経費の中に処分費等管理に係る経費が含まれておらず、精査が必要であるため、都案は妥当ではない。<br>(第3回幹事会)      |   |
|          |                             | 区側意見を踏まえ、積算基礎とする経費を精査するとともに、委託料を消火器本数に比例する形で、改めて標準区経費を設定した。<br>(第4回幹事会)                                       | 都側修正案は、区側の意見を踏まえたものであり、標準区<br>経費として合理的かつ妥当な水準であることから、都側修<br>正案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会) |   |
| 3        |                             | 高齢者集合住宅の整備・改築・大規模改修に係る経費について、ワーデン等の配置状況に応じた算定方法に見直す。また、特別区の実態を踏まえ、単身用住戸等の1戸当たりの面積を見直す。<br>(第1回幹事会)            |   | 高齢者集合住宅の整備費等(態容補正)について、算定内容を見直す。            |

| <u> </u> | 正力法の見直し寺                     | ((プラさ)  |   |      |
|----------|------------------------------|---|---|------|
| No.      | 項目                           | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果 |
| 4        | は成人保健対策費<br>(訪問指導)の廃<br>止    | 訪問指導の実施に係る経費について、令和4年度財調協議においては、特別区の実態が把握できていないとして協議が整わなかった。改めて調査を行い、職員対応の体制や訪問指導の件数等を確認し、委託による実施が2区、直営による実施が5区であり、実施区が合計7区のみであることから、算定を廃止する。<br>(第1回幹事会) | えると、普通交付金で捕捉すべき項目であり、態容補正による算定が妥当であると考える。   |      |
|          |                              | ら、その必要性を十分に検証する必要があると考える。<br>本事業は、令和元年度の実施区が9区であったところ、令和<br>4年度では7区と減少傾向にある。  | 繰り返しになるが、本事業が「健康増進法」に基づいた事業であることを踏まえると、減少傾向にあるものの普通交付金で捕捉すべき項目であると考える。一方で、本提案が不調となることは、区間配分の観点から望ましくない。態容補正による算定をすべきという考えは変わりないものの、少なくとも特別交付金において、引き続き算定すべきであると考える。普遍性を理由に普通交付金の算定対象から外れる本事業は、「特別交付金の算定に関する運用について」に記載される算定項目のうち、Bーエに該当すると考えるが、都側の見解を伺う。(第3回幹事会) |      |
|          |                              |   | よって、本提案については、都案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会)  |      |
| Ę        | 不燃ごみ中継作業<br>経費の見直し<br>(態容補正) | 【区側提案事項】No. 27「清掃費の見直し」に記載のとおり。   | 【区側提案事項】No. 27「清掃費の見直し」に記載のとおり。   |      |

|                           | <u> </u>           | (つつき)   |  |           |
|---------------------------|--------------------|---|--|-----------|
| No. 項                     | 目                  | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果      |
| 6 不燃ごみらの改築・プラ東新経費が止し、能容補正 | プラント<br>加算の廃<br>正) | 【区側提案事項】No. 27「清掃費の見直し」に記載のとおり。   | 【区側提案事項】No. 27「清掃費の見直し」に記載のとおり。  |           |
| 7 公衆浴場明費の見直               |                    | る公衆浴場数や助成単価の実態を踏まえ、算定を見直す。<br>(第1回幹事会)  | 都案は、令和4年度までの事業の実態を確認した上で、公衆<br>浴場の箇所数及び事業費の見直しであるが、令和5年度現<br>在、物価高騰の影響で燃料費が高騰し、各区が助成を増額<br>している動きがある。こうした現状から、見直しについて<br>は燃料費の推移を確認後に行うべきであると考える。<br>(第2回幹事会)    | 目として整理する。 |
|                           |                    | 騰し、各区がその支援を増額している動きがある」との発言があったが、具体的にどのような動きが予定されているのか伺う。都案は、実態調査の結果、各区における公衆浴場数の減少を反映するだけではなく、公衆浴場1所当たりの補助額を増額する内容となっており、区側が主張する現状に沿った提案であると認識している。また、区側は補助単価のみを捉えた発言をしているが、公衆浴場数が減少している実態については、どのように捉えているのか、区側の見解を伺う。                               | 都案は公衆浴場箇所数の減少については、実態を捉えていると考えられるが、1所当たりの補助額については、燃料費高騰が続き、各区支援が拡大している中での見直しは、支援が平年的なものかも含めて、見直しの時期を改めるべきと考える。<br>見直しについては、区側で調査を行い、燃料費の状況確認を進め提案する。<br>(第3回幹事会) |           |
|                           |                    | さらに、財調算定に当たっては、「あるべき需要」を適切に見込む必要があるが、今後の可能性を考慮する必要があるとなると、いつの時点をもって見直すべきか、客観的な判断が困難になると考える。なお、現行算定では、公衆浴場数の減少により過大算定となっていることは明らかであり、今年度、何らかの見直しが必要であると考える。今後、各区が公衆浴場支援を増額するのであれば、今年度は都案に沿って合意した上で、次年度以降、区側で調査を行った上で、改めて提案を行うべきと考えるが、区側の見解を伺う。(第3回幹事会) |  |           |

| <u> </u> | 正力法の見回し寺                   |  |   |                      |
|----------|----------------------------|--|---|----------------------|
| No.      | 項目                         | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果                 |
|          | 費の見直し<br>(つづき)             | また、公衆浴場数が減少している実態に鑑みると、現行算定が過大になっていることは明白である。  | いるのは今年度からであるため、都案ではその動きを捉えておらず、各区の実態を捉えた経費設定ではない可能性がある。<br>都側の意見や調査結果を踏まえ、公衆浴場数と公衆浴場1所当たりの補助額、加えて燃料費の状況確認を行い、次年度          |                      |
|          |                            | 都案は、特別区の実態を踏まえたものであり、妥当と考えるが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。<br>(第4回幹事会)   |   |                      |
| 8        | 農業委員会運営費<br>の見直し<br>(態容補正) | まえ、算定経費を縮減するとともに、農業委員会を設置している区に対し、農業世帯数に応じて加算する算定方法に   | 令和4年度財調協議において、区側から「農業委員会交付金が農地面積、農家戸数等を交付基準として算定をしている以上、財調算定も区ごとに比例すべきものと考える」と指摘した。今回の都側提案では、どのように精査を行ったのか伺う。<br>(第2回幹事会) | (態容補正) について、算定内容(経費全 |
|          |                            | 今回、都側で農業委員会設置区の農業世帯数と決算額との相関を検証したところ、両者に高い相関が見られた。そのため、農業委員会設置区の農業世帯数に応じて、農業委員会運営経費を加算する算定方法を提案したものである。なお、農業世帯数については、農林水産省が5年ごとに行う農林業センサスによる公表数値に準拠し、最新の数値を反映させることが適当と考える。(第3回幹事会) | 直し内容となっていることが確認できた。また、メンテナンス方法も妥当であると考えられるため、都案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会)  |                      |

| <u> </u> | 正力法の見回し寺 | (576)  |   |                        |
|----------|----------|--|---|------------------------|
| No.      | 項目       | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果                   |
| 9        |          | を踏まえ、算定を見直す。<br>(第1回幹事会)   | 都案は、各節または細節ごとに標準区経費を設定している。事業の性質等によるが、標準区経費の設定に当たっては、事業費全体から経費を設定すべきである。また、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みた経費設定とすべきであり、都案は妥当でない。<br>(第2回幹事会) | 費について、算定内容(経費全体)を見直    |
|          |          | 大きい令和2年度及び令和3年度の実績を除くなど、改めて標準区経費を設定した。<br>(第3回幹事会)                           | (第4回幹事会)  |                        |
| 10       | の見直し     | まえ、算定を見直す。<br>(第1回幹事会)   | 都案は、各節または細節ごとに標準区経費を設定している。事業の性質等によるが、標準区経費の設定に当たっては、事業費全体から経費を設定すべきである。また、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みた経費設定とすべきであり、都案は妥当でない。<br>(第2回幹事会) | いて、算定内容(経費<br>全体)を見直す。 |
|          |          | 区側の意見を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和2年度及び令和3年度の実績を除くなど、改めて標準区経費を設定した。<br>(第3回幹事会) | 都側修正案は区側の意見を踏まえた内容となっており、妥当であると考えられるため、都案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会)  |                        |

| <u> </u> | 正力法の見直し寺 |  |   |      |
|----------|----------|--|---|------|
| No.      | 項目       | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果 |
| 111      | 優良賃貸住宅家賃 | 本経費は平成23年度財調協議において、民間賃貸住宅借上事業等の家賃対策補助型事業のうち、借上型特定優良賃貸住宅事業について区側から新規算定の提案があり、合意したものである。その後、平成31年度財調協議において、特定優良賃貸住宅家賃対策補助に係る国庫補助対象事業の減少が見込まれたことから、区側から算定縮減の提案があり、合意したところである。対象となる住宅の新規建設がなく、補助対象期間は20年であるため、対象事業の更なる減少が見込まれることから、改めて実態を確認したところ、令和4年度の実施区は1区のみであることが判明した。なお、当該1区についても、令和6年度に本事業が終了する予定であることを確認済みである。よっ、算定廃止を提案する。(第1回幹事会) | 補助について、普遍性が認められないことから、廃止する<br>提案があった。<br>本提案については、内容を精査させていただき、次回以降<br>区側の見解を述べさせていただく。<br>(第1回幹事会)                                   |      |
|          |          | について、算定が担保されるべき」との発言があった。<br>第1回幹事会において申し上げたとおり、令和4年度の実施<br>区は1区のみであり、当該1区についても、令和6年度に事業<br>が終了する予定であることから、標準区経費としての普遍<br>性がなく、算定廃止を提案するものである。<br>また、区側から、都案について「一定程度理解できる」と<br>の発言があった。   | 令和6年度をもって本事業が終了すること、また実施区が1<br>区であることに鑑みると、算定を廃止するという都案は、<br>一定程度理解できる。<br>しかしながら、令和6年度に限っては、事業を実施している<br>1区について、算定が担保されるべきと考えるが、都側の見 |      |

| 住宅対策費(特定<br>優良賃貸住宅家賃<br>対策補助)の廃止<br>(つづき) 区側から、「普遍性を理由に普通交付金の算定対象から外<br>第2回幹事会において、都側から、「『算定の担保』とは具<br>体的にどのような内容か」といった発言があった。<br>繰り返しとなるが、令和6年度をもって本事業は終了となる<br>一方で、令和6年度限りで言えば、事業実施区は依然として<br>存在している。   | I-f- +)/- /- I - FF |   |  |                                  |     |
|---|---------------------|---|--|----------------------------------|-----|
| 優良賃貸住宅家賃<br>対策補助)の廃止<br>(つづき) れる本事業は、『特別交付金の算定に関する運用につい 体的にどのような内容か」といった発言があった。<br>て』に記載される算定項目のうち、B-エに該当すると考<br>える」との発言があった。   | 協議結果                | 区の考え方   | 都の考え方  | 2411                             | No. |
| 第1回幹事会において申し上げたとおり、本事業については、標準区経費としての普遍性が認められないことから、算定廃止を提案するものである。「特別交付金の算定に関する運用について」のB-エには、「特別交付金の算定に関する運用について」のB-エには、「特別交付金の算定と関する運用について」のB-エには、「特別交付金の算定としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」と記載される第定項目のうち、B-エに該当すると考えるが、都側の見解を伺う。「第3回幹事会」とのよいな、事温性がないとの理由により、新聞側の見解を伺う。「第3回幹事会」と記載されており、各区において、普遍性がないと判断している事業をB-エで申請している区の考えは、都としても理解している。しかしながら、特別交付金は、特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではない。また、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されるものであり、本事業についても、同様に算定ルールに則って算定されるものであり、本事業についても、同様に算定ルールに則って取り扱われるものと考える。なお、都側から、今回の都案に関連して申し上げる。今回の都案は、第1回幹事会において申し上げたとおり、対象となる住宅の新規建設がなく、補助対象期間は20年であるため、対象事業の減少が見込まれることから、都側で実態を確認したものである。本事業に限らず、その性質上、実施規模の縮小や終了が見込まれる事業にでいては、適切な算定となるよう定期的に実施状況を把握するなど、区側から自律的に見直すべきものと考える。(第3回幹事会) | DOJ HESO (THE ATIC  | 第2回幹事会において、都側から、「『算定の担保』とは具体的にどのような内容か」といった発言があった。繰り返しとなるが、令和6年度をもって本事業は終了となる一方で、令和6年度限りで言えば、事業実施区は依然として存在している。そのため、普遍性の観点から普通交付金にて算定されないとしても、特別交付金では少なくとも引き続き算定されるべきと考える。ついては、普遍性を理由に普通交付金の算定対象から外れる本事業は、「特別交付金の算定に関する運用について」に記載される算定項目のうち、Bーエに該当すると考えるが、都側の見解を伺う。 | 区側から、「普遍性を理由に普通交付金の算定対象から外れる本事業は、『特別交付金の算定に関する運用にさと考える」との発言があった。<br>また、区側から、令和6年度に限り、本事業は特別交付金で引き続き算定されるできとの発言があった。<br>第1回幹事会において申し上げたとおり、本事業についらら、 等1回幹事会において申し上げたとおり、本事業についらい、 第1回幹事会において申普遍性が認められないとの第1回幹事会において申普遍性がないとのののののである。「特別区の需算定に関する運用についいとの理由載さ事には、「特別区の需算定としてがない財政需要」とこれがないまり、普遍交付金においてもの理由載さ事とといるにおり、では、「等別区の需算定とは、がないと判断しても理解しており、があるにおいてもの規定においる区の事項について、 第1回幹事をとしてがないのののののののののののののののののののののののののののののののののののの | 住宅対策費(特定<br>優良賃貸住宅家賃<br>対策補助)の廃止 |     |

| <u> </u> | <u> 定万法の見直し等</u>          | (プラさ)   |   |                     |
|----------|---------------------------|---|---|---------------------|
| No.      | 項目                        | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果                |
| 12       | 貸住宅供給事業の<br>見直し(態容補       | 現在、21項目を算定対象項目としているまちづくりに要する経費のうち、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業の整備費補助等について、平成30年度以降の算定実績がなく、また、「都と特別区の協議事項(施策の見直し)」において当該経費を廃止提案していることから、算定を廃止する。(第1回幹事会)                             | 定方法に鑑みると、都案は一定程度理解できる。しかしな<br>がら、本提案の経費について、今後発生予見性があるのか                            | 宅供給事業(態容補           |
|          |                           | 費補助等の廃止提案が了承されたことから、今後、当該事業を活用した新規整備・改修に係る経費は生じないものと  |   |                     |
| 13       | 安全対策経費(インターホン整備<br>費)の見直し | 学校運営費及び区立幼稚園管理運営費において算定しているインターホン整備費について、特別区の実態を踏まえ、算定を見直す。また、現行では賃貸借による設置を前提とした経費を算定しているが、特別区への調査の結果、工事による設置で対応している区が多数を占めていることから、使用料及び賃借料から工事請負費へと節を変更する。<br>(第1回幹事会) | 区でばらつきがあるため精査が必要であると考える。<br>また、見直し後の標準区単価についても同様に設定方法の<br>精査が必要であると考える。<br>(第2回幹事会) | 協議が整わなかった項目として整理する。 |
|          |                           | 今回、各区における直近のインターホン整備実績を調査した結果、決算額と算定額との乖離が確認できたことから、<br>その実態を踏まえた経費設定としている都案は妥当である  | は精査が必要である。<br>小学校と中学校の1校当たりのインターホン整備単価を共通<br>としているが、いずれか一方にのみ経費が発生している区             |                     |

| <u> </u> | 定方法の見直し等                           | (つつき)  |  |                                  |
|----------|------------------------------------|--|--|----------------------------------|
| No.      | 項目                                 | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果                             |
|          | 安全対策経費(インターホン整備<br>費)の見直し<br>(つづき) | 都案は事業を実施していない区の実態も踏まえて算出した整備単価を設定しており、妥当であると考えている。しかしながら、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。<br>(第4回幹事会)   |  |                                  |
| 14       |                                    | 社会教育委員に係る経費について、設置区が9区のみであることから、算定を廃止する。<br>(第1回幹事会)   | もって、算定の廃止を提案しているが、実施区9区において<br>今後廃止の見込みがないことから、算定を廃止する都案は<br>妥当ではない。<br>(第2回幹事会) | 教育委員経費)について、算定内容(報酬、<br>旅費)を見直す。 |
|          |                                    | 過去の社会教育委員の設置状況を確認したところ、平成22<br>年度は12区、現在は9区であることから、長期的には減少傾向にあると考えられる。<br>各区の状況を踏まえると、標準区経費としての普遍性が認められないことから、算定を廃止することが妥当であると考える。<br>(第3回幹事会)   | は事実であるが、それをもって長期的に実施区数が減少するとは言えないことから、実施区数9区のみをもって廃止は<br>妥当ではないと考える。             |                                  |
|          |                                    | 区側から、実施区の状況を踏まえた見直しが必要であると考えるとの発言があった。本事業については普遍性が認めらず、また、決算額に対する特別区全体の充足率は1,000%を超えており、過大算定となっていることは明らかであることから、都としても何らかの見直しは必要であると考える。都側としては、算定を廃止することが妥当であると考えるが、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、区側の意見を踏まえ、社会教育委員の人数や会議回数等を縮減する提案内容に修正する。 (第4回幹事会) | 経費として合理的かつ妥当な水準であることから、都側修正提案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会)                               |                                  |

## 【区側提案事項】

#### 1特別区相互間の財政調整に関する事項

基準財政需要額の調整項目

|   | <b>財政需要額の調整</b> り<br>項目 | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果 |
|---|-------------------------|--|---|------|
| 1 | 費                       |  |   |      |
|   |                         | ることは承知しており、都としても、各区への助言等を通じて、テレワークの推進に向けた支援を行っているところである。<br>しかしながら、各区の決算額や事業内容にばらつきが見られることに鑑みると、各区の実施形態等を考慮せず、単年 | 経費の設定方法については、実施方法が異なっていること、測定単位と事業費に相関が見られないことから、正式導入区11区における令和4年度の決算額平均としている。(第3回幹事会)                              |      |
|   |                         |  | 23区全てで実施しているため、算定されるべき事業である<br>との見解に変更は無いが、今回の協議では都区双方の見解<br>を一致させることは困難であることから、協議が整わな<br>かった項目として整理する。<br>(第4回幹事会) |      |

|   | 項目      | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果 |
|---|---------|--|---|------|
| 2 | 電子申請事業費 |  | (第1回幹事会)  |      |
|   |         | マイナポータル上で国が無償で提供しているサービスであり、事業を実施している区数と、経費が発生している区数は、必ずしも一致しない。<br>また、各区の決算額を見ても、経費が発生している区は半 | 本件については、事業実施の実態を捉えて提案するもので  |      |
|   |         |  | 23区全てで実施しているため、算定されるべき事業である<br>との見解に変更は無いが、今回の協議では都区双方の見解<br>を一致させることは困難であることから、協議が整わな<br>かった項目として整理する。<br>(第4回幹事会) |      |

| <u> 基準</u> | 準財政需要額の調整項目(つづき) |   |  |      |  |
|------------|------------------|---|--|------|--|
|            | 項目               | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果 |  |
| 3          | 京負担金             | 全区がGovTech東京へ参画している実態を踏まえた<br>提案であり、負担金を新規算定することに異論はない。<br>一方で、GovTech東京の設立に伴い、「東京電子自<br>治体共同運営協議会」が発展する形で「都・区市町村DX<br>協働運営委員会」が設置されている。<br>そこで、現行算定では「都区市町村電子自治体共同運営システム経費」としている事業区分を、「都・区市町村DX<br>協働運営委員会経費」に変更した上で、GovTech東<br>京負担金を同事業区分に包含する形が適当であると考える<br>が、区側の見解を伺う。<br>(第2回幹事会) | なお、全固定での算定とし、標準区経費は1団体当たりの定められた負担金により設定する。<br>(第1回幹事会)   |      |  |
|            |                  |   | 事業区分を変更することに異論はない。<br>(第2回幹事会)   |      |  |
| 4          | ス決済事業費           | 区案では、全固定での算定とする提案であるが、実態としてはキャッシュレス決済の利用者数に応じて比例する経費があるのではないかと考える。また、一概にキャッシュレス決済と言っても、区によって様々な手法が用いられている実態を踏まえると、経費の性質や普遍性を考慮し、標準的なモデルを設定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。<br>(第2回幹事会)  | 窓口キャッシュレス決済事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。<br>(第1回幹事会)  |      |  |
|            |                  | していることは認識しているが、各区の決算額や事業内容<br>にばらつきが見られることから、各区の実施形態等を考慮  | 決済方法、決済事業、支払い手数料等各区の実態にばらつきがあること、測定単位と事業費に相関が見られなかったこと、通年実績が判明している区が半数区以上あったことから、令和4年度単年度における実施区での平均としている。<br>(第3回幹事会) |      |  |
|            |                  |   | 23区全てで実施しているため、算定されるべき事業である<br>との見解に変更は無いが、今回の協議では都区双方の見解<br>を一致させることは困難であることから、協議が整わな<br>かった項目として整理する。<br>(第4回幹事会)    |      |  |

|     | 項目 | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果               |
|-----|----|--|---|--------------------|
| 5 / |    | 均額を全固定として算定するのではなく、客観的な基準に   | 水害対策経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。<br>(第1回幹事会)  | 水害対策経費について、算定を見直す。 |
|     |    | 資機材の配置計画に基づき、標準区のモデルを設定していることが確認できた。<br>また、ハザードマップについても、特別区の実態を踏まえた提案となっていると考えられる。<br>その他の経費についても、都側の意見を踏まえた見直しがされており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会) | 水害対策備蓄品について、当初提案においては各区に実際に備蓄されている物品の決算額をもとに、標準区経費を算出していたところであるが、都側の意見を踏まえ、備蓄品のモデルを作成した。具体的には、国土交通省が作成している「水防計画作成の手引き」に準拠し、その中で例示されているものについて、標準区の物品としている。ハザードマップに係る委託料については、16区で経費が発生しており、普遍性が認められたことから、提案をしている。水防訓練費やハザードマップの印刷製本費については、都側の意見を踏まえ経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。(第3回幹事会) |                    |

|   | 項目    | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果              |
|---|-------|---|--|-------------------|
| € | 職員研修費 | 職員研修の実施方法については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンラインを活用した研修など、各区において新たな研修の手法が浸透しつつあり、まさに変遷の最中にあるものと考える。財調上のあるべき需要を算定するためには、各区の実施形態が変化している状況下での見直しは時期尚早であると考えるが、今年度の財調協議で充実提案を行う背景を伺う。また、提案内容を確認すると、実施区数が少なく普遍的ではない経費が含まれているため、積算内容を改めて精査すべきと考える。 (第2回幹事会)  | 職員研修費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。<br>(第1回幹事会)  | 職員研修費について、算定を見直す。 |
|   |       | 既に「アフターコロナを見据えた研修体系に移行している」とのことであるが、区案は、コロナ禍の決算額を積算に含めて標準区経費を設定しており、アフターコロナにおけるあるべき需要としては、その妥当性に疑義がある。しかし、現行算定が各区の実態と乖離している状況を考慮すると、今年度の協議において、算定を見直す必要性があると認識している。提示された区側修正案は、都側の意見を踏まえており、一定の妥当性があることから、区側修正案に沿って整理する。なお、アフターコロナにおける複数年度の実績を確認できる段階で、改めて各区の実態を調査し、標準区経費と各区の実態に乖離が見られる場合は、速やかに見直すべきと考える。(第4回幹事会) | 新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている令和2年度・令和3年度に対し、令和4年度の決算額が横ばいであり、集合研修の規模や頻度の見直しや、eラーニング化の推進等が見られることから、アフターコロナを見据えた研修体系に移行していると認識している。経費の増額の要因は、特別区職員研修所が主催している共同研修に係る経費である。平成30年度の人事制度改正による昇任不安の解消のためのフォローや、ハラスメント防止及びコンプライアンス研修等の新たなニーズが増加していることによる。都側の意見を踏まえ、普遍性の見られない経費については、改めて精査の上、標準区経費を設定した。(第3回幹事会) |                   |
|   |       |   | 今後の状況の変化に応じて、改めて見直すことについて異<br>論はない。<br>(第4回幹事会)  |                   |

| <u>基準</u> | <b>上財政需要額の調整項目(つづき)</b> |   |   |   |  |  |
|-----------|-------------------------|---|---|---|--|--|
|           | 項目                      | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果                                    |  |  |
| 7         | 費(コンビニ交付証<br>明書等発行委託料)  | 区案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、区役所への来庁制限等が課された渦中の決算をもとにしており、経費設定の妥当性に欠けると考える。また、コンビニ交付数が増えれば、窓口での交付数は反比例して減少するものと考えるが、感染症の影響とコンビニ交付数の関係性をどのように捉え、分析しているのか、区側の見解を伺う。<br>(第2回幹事会) | 住民基本台帳整備費(コンビニ交付証明書等発行委託料)<br>について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。な<br>お、一部固定での算定とし、標準区経費は実施区平均によ<br>り設定する。<br>(第1回幹事会)   | 協議が整わなかった項目として整理する。                     |  |  |
|           |                         | 区側が主張するように、コンビニ交付件数の増加は、「新型コロナウイルス感染症による臨時的な件数の伸びではなく、今後もこの傾向が続く」とするのであれば、窓口交付に係る事業費についても、同時に見直す必要があると考える。コンビニ交付に係る経費以外を考慮していない区案は妥当ではない。<br>(第4回幹事会)                   | 平成30年度財調協議にて新規算定された時と比較して、国の施策等により、マイナンバーカードが普及したことに伴い、コンビニ交付件数も飛躍的に増加したと考えている。新型コロナウイルス感染症による臨時的な件数の伸びではなく、今後もこの傾向が続くものと考えている。コンビニ交付以外の部分については、新規算定時に議論の対象としていないため、本件には含めていない。(第3回幹事会) |   |  |  |
|           |                         |   | 実態としては多くの区で過少算定となっているため、充実されるべき事業であるとの見解に変更は無いが、都側の意見についても一定程度理解できることから、今後の各区の実態が判明した段階で提案を検討することとし、今回は協議が整わなかった項目として整理する。<br>(第4回幹事会)  |   |  |  |
| 8         | 定金融機関業務経費)              | 区案は、指定金融機関の手数料改定を踏まえた提案であり、概ね妥当であると考えるが、標準区の設定に当たっては、実績が突出している年度が含まれているなど、改めて経費を精査する必要があると考える。<br>(第2回幹事会)  | 公金取扱手数料(指定金融機関業務経費)について、令和6年10月からの手数料改定を踏まえ、算定を充実する。なお、令和6年度財調は半年分を反映することとし、令和7年度財調より1年分を反映する。また、改定された手数料以外の経費については、特別区の実態を踏まえ、算定を見直す。<br>(第1回幹事会)                                      | 公金取扱手数料(指定金<br>融機関業務経費)につい<br>て、算定を見直す。 |  |  |
|           |                         | 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区<br>経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修<br>正案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会)   | 都側の意見を踏まえ、実績が突出している年度を除外した上で、標準区経費を設定した。<br>(第3回幹事会)  |   |  |  |

|   | 項目 | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果                  |
|---|----|--|---|-----------------------|
| 9 |    | 派遣職員の身分切替等の諸課題に対応するため、標準職員数をもとに都側提案を行ったが、区側が実職員数での算定を主張し、やむを得ず「地方公共団体定員管理調査」に基づく実職員数を算定の基礎数値とする修正提案を行い、合意したものである。しかしながら、財調上の「あるべき職員数」については、都区合意のもとで標準職員数を設定し | 退職手当費について、令和5年4月から施行された定年延長制度を踏まえ、算定を改善する。令和14年度の制度完成まで、定年退職者が発生する年度及び発生しない年度を繰り返すこととなるため、平年度化を行うよう提案する。また、現行は定年退職者と勧奨退職者の総数から退職手当費を算定しているが、定年退職者が発生しない年度は、勧奨退職者のみが発生することを考慮し、定年退職者数と勧奨退職者数を分離して設定する。(第1回幹事会) | 退職手当費について、<br>算定を見直す。 |

| 項目         | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果 |
|------------|---|---|------|
| 退職手当費(つづき) | 繰り返しになるが、単方公共団体に基づく実職員数を算定のが、下ででは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、一方法では、「一方法では、「一方法では、「一方法では、「一方法では、「一方法では、「一方法では、「一方法では、「一方法では、「一方法では、「一方法では、「一方法では、「一方法では、「一方法では、「一方法では、「「」」」」という。「」」という、「」」という、「」」という、「」」という、「」」という、「」」という、「」」という、「」」という、「」」という、「」」という、「」」という、「」」という、「」」という、「」」という、「」」という、「」」という、「」」といる。  「第3回幹事会」 | 「地方公共団体定員管理調査」を用いた算定とするあり、郡区で合意したものの表別を開発してでは、での意とをでは、での意ととののではは、といる場合のでは、といる場合のでは、といる場合のでは、といる場合のでは、といる場合のでは、といる場合のでは、といる場合ででは、といるのではは、定年の趣にといる。といるのではは、定年のでは、といるのでは、定年ででは、定年では、ののではは、定年のでは、定年では、ののではは、定年のでは、定年では、ののではは、定年のでは、定年では、定年のでは、定年では、定年では、定年のでは、定年でががある。ことを明した。のでは、定年のでは、定年のでは、定年のでは、定年のでは、定年のでは、定年のでは、定年のでは、定年のでががある。ことをでは、場合の分では、定年のでは、にのでは、にのないが、のととのでは、にのは、のというのははない。のとは、にのは、のというのはは、にいるのは、にいるのとは、にいるのとは、にいるのとは、にいるのとは、にいるのとは、にいるのとは、にいるのとは、にいるのは、にいるのは、にいるのは、にいるのは、にいるのとは、にいるのは、にいるのに、にいるのに、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、 |      |

| 退職手当費 都側としては、引き続き議論すべき点は残っているもの (つづき) の、既に定年引上げの制度は動き出しており、退職手当費 の見直しは喫緊の課題であることから、過大算定とならな 増加」及び「都清掃派遣職員の身分切替」の3点であった。 は議を経て現行算定の方法に見直され、「地方公共団体定   | 項目 | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果 |
|--|----|---|---|------|
| また、定年退職・勧奨退職を区分するための基礎教館については、客観的な指標に基づく算とするため、「地方公務員給与実態調査」により、毎年度の数値を反映すべきと考えるが、区側の見解を伺う。なお、特別区の定年延長制度施行に伴う実態については、来年度から把握するため、定年引上げ期間における特別区の動向を改めて調査・分析した上で、必要に応じて、合和14年度を待たず、算定方法を見直す必要があると考える。(第4回幹事会)  「第4回幹事会)  「第4回幹事会)  「第5回幹事会」  「第5回幹事会」  「第6回幹事会」  「第6回幹事会」  「第7回幹事会」  「第7回幹事会」  「第6回幹事会」  「第7回幹事会」  「第6回幹事会」  「第6回幹事書」  「第6回幹事会」  「第6回申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申 |    | の、既に定年引上げの制度は動き出しており、退職手当費の見直しは喫緊の課題であることから、過大算定とならないよう、今年度中に合意する必要があると認識している。また、定年退職・勧奨退職を区分するための基礎数値については、客観的な指標に基づく算定とするため、「地方公務員給与実態調査」により、毎年度の数値を反映すべきと考えるが、区側の見解を伺う。なお、特別区の定年延長制度施行に伴う実態については、来年度から把握することができるため、定年引上げ期間における特別区の動向を改めて調査・分析した上で、必要に応じて、令和14年度を待たず、算定方法を見直す必要があると考える。 | 単位による標準算定化」、「平成19年度以降の退職者数の増加」及び「都清掃派遣職員の身分切替」の3点であった。協議を経て現行算定と関連を見見され、「地方な出団とと数管理調査を開いたました。当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、 |      |

| 項目         | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果 |
|------------|--|--|------|
| 退職手当費(つづき) | に、区案に沿って整理する。<br>なお、今回の見直しに当たり、ここまで議論してきた内容<br>については、都側としては引き続き検討が必要な課題であ<br>ると認識していることを申し添える。<br>(第4回幹事会) | 今年度の協議にて合意に至る必要性については、区側も同様の認識である。<br>定年退職・勧奨退職の区分するための基礎数値について、客観性の担保のため、「地方公務員給与実態調査」にて毎年度の数値を反映し、メンテナンスしていくことに異論はない。<br>定年延長制度については、制度改正の影響が数字として見えてこない中での提案となり、現行算定をベースとした提案となっている。現時点では実態を捉えられると考えている一方で、制度改正による職員の動向の変化、実態との大幅な乖離、新たな制度改正等、今後の状況の変化がみられる可能性もあるため、それに応じて見直すことについて異論はない。<br>(第4回幹事会) |      |

| 基準財政需 | 要額の            | 調整項目 | 一(つつ    | (去)                |
|-------|----------------|------|---------|--------------------|
|       | - <del>-</del> | ᄜᇎᇩ  | , , , , | $' \subset \prime$ |

| 基準 | 財政需要額の調整す |   |   | T  |
|----|-----------|---|---|--|
|    | 項目        | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果   |
|    |           | まず、都補助金については、補助対象期間が原則2年間とされていることから、令和4年度に対象となった9区は令和6年度以降は原則補助対象外となる。そのため、令和6年度は最大で14区が対象となりうるが、それらの区も当該都補助金   | 全比例での算定とし、標準区経費は都補助金「ひきこもり<br>支援推進体制立ち上げ支援補助金」及び国庫補助金「生活<br>困窮者就労準備支援事業費等補助金(ひきこもり支援推進<br>事業)」が充当されている各区実績の回帰分析により設定<br>する。なお、特定財源については、都補助金の対象期間が<br>原則2年間とされていることから、令和6年度及び7年度は都<br>補助金、令和8年度以降は国庫補助金の補助率を踏まえて設<br>定する。<br>(第1回幹事会)   | について、新規に算定する。<br>なお、生活困窮者自立<br>支援事業費の中で算定<br>する。 |
|    |           | 補助金を充当して事業を実施する区が半数以上となるという区側の考えは理解する。ただし、あくまで見込みであり、確実とはいえないことから、令和6年度の国庫内示状況等を踏まえ、半数以上での実施が確認できない場合は、令和7年度財調協議において、区側で見直すべきと考えるが、見解を伺う。<br>(第3回幹事会) | 都側の意見を踏まえ、都補助金及び国庫補助金の事業内容を再検証した。都補助金は国庫補助金「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(ひきこもり支援推進事業)」を充当して都が実施する補助事業となっている。また、補助金を充当して事業を実施した9区は、対象期間である2年を経過した後、当該国庫補助金を充当して事業を実施することが見込まれる。そのため、令和5年度で内示のある6区と合わせて、令和6年度には15区での実施が見込まれ、実施区が半数以上と考ることから、基準財政需要額として算定すべき経費と考える。よって、令和4年度財調協議における生活困窮者自立支援事業費の見直し方法を踏まえ、前年度国庫内示額をもとによって、令和4年度財調協議における生活困窮者自立支援事業費の見直し方法を踏まえ、前年度国庫内示額をもといまえ、生活困窮者自立支援事業費の見直しとして整理する。(第3回幹事会) |  |
|    |           | 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、令和6年度の国庫内示状況等に応じて、区側が見直しを行うことを念頭に、区側修正案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会)   | に応じて見直しを行うことに異論はない。   |  |

| 項目              | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果 |
|-----------------|--|---|------|
| 11 高校生等医療費助成事業費 | や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としている。これにより、都制度においては、区負担は発生しない枠組みとなっている。昨年度の協議でも申し上げたとおり、本事業における都の補助基準は、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であり、所得制限等の撤廃については、標準的な需要ではないと考えている。(第1回幹事会) | た結果、都が所得制限・自己負担金の設定を前提に、令和5年度から3年間については全額負担することとし、令和8年度以降のあり方については、今後別途協議することとなった。<br>この結果を踏まえ、特別区では子育て支援の観点から、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と均衡を図るためにも、所得制限・自己負担金を設定せずに事業を実施し、都補助の対象外となっている部分については、令和7年度ま |      |

| 項目                | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果 |
|-------------------|--|--|------|
| 高校生等医療費助成事業費(つづき) | いて、市町村のサービス水準も含めた都全域のサービス水準であると考える理由」の確認があった。前回幹事会の繰り返しになるが、都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としている。そのため、都制度においては、市町村だけでなく、区負担も発生しない枠組みとなっていることから、都の補助基準 | 特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえ、本事業については、特別区域におけるサービス水準が「合理的かつ妥当な水準」であると考えるが、都側が財調制度の本事業における「合理的かつ妥当な水準」について、市町村のサービス水準も含めた都全域のサービス水準であると考 |      |

| 項目                | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果 |
|-------------------|--|--|------|
| 高校生等医療費助成事業費(つづき) |  | ただいま、都側から、「都の補助基準は、特別区も含めた都全域における『合理的かつ妥当な水準』である」と発言が繰り返された。<br>繰り返された。<br>繰り返しになるが、本事業は都が一方的に発表した事業であり、都の補助基準は都区で調整したものの、意見が正いる。このため、都の補助基準は、特別区の事業実態や、特別区が作り上げ、推進してきた既存の制度を踏まえ、本事業のでいない。特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえ、本事業におる「合理的かつ妥当な水準」は、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえ、本事業においるできと考える。これまで述べたとおり、都の補助基準の範囲内で事業を取する区は存在しておらず、実態をないがしろにし、おの連由を買う。<br>(第2回幹事会)  |      |
|                   | 理由について、確認があったので申し上げる。<br>特別区の実態として、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区が存在しないことについては、都としても把握している。しかし、「あるべき需要」を判断する上では、「普遍性」だけでなく、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要である。<br>そのため、当該事業について言えば、地方交付税では算定されておらず、都全域における妥当な水準であると判断し | ただいま、都側から、高校生等医療費助成事業費について発言があった。<br>選まず、都側から本事業における「合理的かつ妥当な水準」について、「地方交付税では算定されている都補助制度についる等度であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が、『合理的かつ妥当な水準』であると考える」と発言があった。<br>経験しになるが、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえ、本事業における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区域におけるサービス水準によるべきと改めて申し上げる。<br>本事業における財調制度上の問題点は、都が主張する「合理的かつ妥当な水準」が、特別区域におけるサービス水準とは、特別区域のサービス水準となっていないことと考えている。<br>都は、特別区域のサービス水準とすることに問題があるという認識なのか、そうでないのか、いずれかでお答え願う。<br>仮に問題があるという認識であれば、その具体的な理由を明確にお答え願う。<br>(第3回幹事会) |      |

| <u> </u> | 財政需要額の調整の | 具日(つつさ)  |   |                        |
|----------|-----------|--|---|------------------------|
| L        | 項目        | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果                   |
| 12       | 一時預かり事業   | 区側提案は、令和4年度における都支出金の補助実績をもとに標準区経費を設定しているが、事業実施区は2区に留まる。そこで、本事業について基準財政需要額として算定すべきと考える理由を伺う。また、一時預かり事業を対象とした処遇改善は8区で実施している一方で、都支出金の対象が2区のみとなっている理由を伺う。<br>(第2回幹事会)                | 育士等の処遇改善に係る補助の創設を踏まえ、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、都支出金の補助実績をもとに標準区経費を設定する。<br>(第1回幹事会)                          | 目として整理する。              |
|          |           | する処遇改善事業を都区で合意しており、本事業も同一の目的で実施していることは都も理解している。しかし、処遇改善事業の実施区が少ないことはもとより、都支出金の対象となる待機児童対策としての緊急一時預かり事業自体を実施している区が少数であり、現時点では普遍性が認められないため、基準財政需要額として算定するべき経費とは言えないものと考える。(第4回幹事会) | 断すべきではないと考えること、以上より、基準財政需要  |                        |
|          |           | ーエは「特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」と記載がある。<br>本事業についても、都区で合意した算定ルールに則って取り扱われるものと考える。<br>(第4回幹事会)   | しかしながら、普遍性を理由に普通交付金の算定対象から外れる本事業は、「特別交付金の算定に関する運用について」に記載される算定項目のうち、B-エに該当すると考えるが、都側の見解を伺う。<br>(第4回幹事会) |                        |
| 13       | 病児保育事業    | 区側提案は、現行算定の病児保育事業とは異なる固定費割合による経費設定としている。しかし、処遇改善は病児保育事業に従事する保育士等を対象に実施しており、両者は一体であることから、病児保育事業全体として共通した固定費割合を設定すべきと考える。<br>(第2回幹事会)  | 士等の処遇改善に係る補助の創設を踏まえ、新規に算定する。なお、一部固定での算定とし、都支出金の補助実績をもとに標準区経費を設定する。<br>(第1回幹事会)                          | 等の処遇改善経費)について、新規に算定する。 |
|          |           | 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区<br>経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修<br>正案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会)  |   |                        |

|    | 項目                | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果       |
|----|-------------------|---|--|------------|
| 14 | 1 定期利用保育補助<br>事業費 | に標準区経費を設定しているが、事業実施区は9区に留ま  | 定期利用保育補助事業費(保育士等の処遇改善経費)について、保育士等の処遇改善に係る補助の創設を踏まえ、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、都支出金の補助実績をもとに標準区経費を設定する。(第1回幹事会) | 費(保育士等の処遇改 |
|    |                   | 実施状況を確認し、判断すべきものであり、現時点での実施区が多いとは言えない。<br>しかし、令和5年度財調協議において認可保育所や認証保育   |  |            |
|    |                   | 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区<br>経費として合理的かつ妥当な水準であることから、今後、<br>各区の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを実施する<br>ことも念頭に、区側修正案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会) |  |            |

| <u> </u> | <u> </u> |  |  |                            |  |
|----------|----------|--|--|----------------------------|--|
|          | 項目       | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果                       |  |
| 18       | 助成費(産前産後 | において前々年度決算値が判明しているものは、決算値をベースに算定を行うこととし、制度改正に伴う事項については、区側による規模等の見込値をベースに理論値として算定することと整理されているが、本事業の具体的な積算方法について伺う。 (第2回幹事会) | 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」及び関係政省令の施行により、令和6年1月から創設される国民健康保険被保険者の産前産後の保険料免除制度に係る経費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と被保険者数により設定する。(第1回幹事会) | 費 (産前産後保険料免除)について、新規に算定する。 |  |
|          |          | 区案の見込値の設定については、合理的かつ妥当な水準で   |  |                            |  |
|          |          |  | 令和8年度フレーム以降、都負担金の前々年度決算値に連動<br>してメンテナンスを行うことは、適切な方法であり、異論<br>はない。<br>(第4回幹事会)  |                            |  |

| - 基準 | <u>準財政需要額の調整項目(つづき)</u> |                             |  |      |  |
|------|-------------------------|-----------------------------|--|------|--|
|      | 項目                      | 都の考え方                       | 区の考え方  | 協議結果 |  |
| 16   |                         | 算定するものであるが、3か年分を対象とした理由を伺う。 | る。<br>(第1回幹事会)   |      |  |
|      |                         |                             | 3か年分を対象とした理由については、待機児童対策として<br>放課後児童クラブが新設され急増する期間が永久に続くも<br>のとは考えづらく、一定の期間を区切る必要があるため、<br>都が実施している「学童クラブ待機児童対策提案型事業」<br>の事業実施期間である3年を参考としたためである。<br>また、都側から「区側が提案する新設経費に関する需要が<br>令和6年度以降に普遍的に生じるとはいえないと考える」と<br>の発言があった。区側としては、放課後児童クラブにおけ<br>る利用登録児童数の増を踏まえると、新設等を続けなけれ<br>ば、再度、待機児童が発生する可能性があると考える。<br>一方で、都側の「少なくとも14区は令和6年5月1日までに待<br>機児童が解消するものと考えられる」という主張は一定程<br>度理解できるものである。<br>今後、放課後児童クラブの待機児童対策における新設経費<br>に関する需要の状況に変化があった場合には、改めて協議<br>する必要があると考えるが、都側の見解を伺う。<br>(第3回幹事会) |      |  |
|      |                         |                             | 報道によれば、待機児童は都市部に集中しているとあることから、登録児童数の増を踏まえると、新設等を続けなければ、再度、待機児童が発生する可能性があるという考えに変わりは無い。しかしながら、今回の協議では都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。<br>(第4回幹事会)  |      |  |

| 項目 都の考え方 区の考え方  | 協議結果   |
|---|--|
| 17 子ども医療費助成   区側提案は、都補助の水準ではなく、特別区域における   本事業における医療費助成は、所得制限や自己性   サービス水準により算定すべきとの内容である。この見直しについては、これまでも複数回にわたり、区側   から提案がされているが、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると見解を示している。 (第1 回幹事会)   (第1 回幹事会) | 算所行 ま準れ 巻、 よるて自 象は或<br>定得の でが、 く改 る国お治 と、に<br>定得の でが、 く改 る国お治 と、に<br>が、 く改 る国お治 と、に<br>がか と民り体 し都お<br>はいの た全け<br>はいる とまり体 しずいる |

| 項目 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果 |
|--|---|------|
| その上で、今回、改めて都側の見解を求められたので、申し上げる。<br>各区において、それぞれ独自の政策判断により、国や都の基準を上回る事業を実施していることも特別でするものではない。しかし、財調上の「あるべき需要」を判断する上では、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要である。当該事業について言えば、地方交付税では算定されておらず、都名本地であると判断し、導入されている者補助制度に沿った算定が、「合理的かつ妥当な水準」であると考える。<br>(第2回幹事会) | 準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定べきとの発言に対し、都側からは、都補助の水準が合理かつ妥当な水準であるとの見解のみ示され、具体的な理は示されなかった。今後の協議においては、明確な回答していただくようお願いする。<br>れでは本題に入る。第1回幹事会において、都側から、都の補助基準が都全域における『合理的かつ妥当があった。<br>都である」といった発言があった。<br>本水準であることの理由について、都基準が合理的かいて、な水準であることの理由について、同水準の行って、都民が都内のどこに住んでいても、同責任をもって、都受けられるよう、都が判断し、その責任をもの」と都側から発言があった。<br>り返しになるが、本事業における医療費助成は、所得制 |      |

| 項目               | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果       |
|------------------|--|--|------------|
| 子ども医療費助成事業費(つづき) | た。<br>まず、子ども医療費助成事業は、地方交付税制度では算定<br>対象とされていない事業である。<br>そのため、本事業の「合理的かつ妥当な水準」について | 内容ではない特別区域におけるサービス水準が「合理的かつ妥当な水準」であると区側が考えることについて、都側   |            |
| 18 地域子育て支援拠点事業   | きと考える。また、施設数の設定においても、突出した数値が含まれていることから、精査すべきと考える。<br>(第2回幹事会)                    | 見直し、算定を充実する。なお、全固定での算定とし、標準区における施設数は回帰分析により、1所当たりの所要経費は実施区平均により設定する。<br>(第1回幹事会)<br>都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を | 業について、算定内容 |

| 基準 | 基準財政需要額の調整項目(つづき) |  |  |   |  |
|----|-------------------|--|--|---|--|
|    | 項目                | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果  |  |
| 19 | 事業費               | るにも関わらず、特定財源である分担金及び負担金を見直<br>し対象としていない。放課後児童クラブの利用者数は増加<br>傾向にあり、全体の見直しとしていることを踏まえれば、 | 処遇改善経費等による公設民営放課後児童クラブの委託料の増及び民設学童運営費補助の増を反映し、算定を充実する。なお、一部固定での算定とし、公設民営放課後児童クラブにおける標準区経費は、特別区の1㎡当たり単価により設定する。また、民設学童運営費補助における標準区経費は、回帰分析により設定する。  | 費について、算定内容<br>(放課後児童支援員等<br>の処遇改善経費)を見<br>直す。 |  |
|    |                   |  | 分担金及び負担金を見直し対象とと共通の特定と体を見直し対象としていない理期源全体を見直し対象とと共通の特定を全体を見直直営分を施設をとれている。区側としている。と見直すで、第側の見直すことで生力を表える。地間があると見直がで、第側の見直でいる。ととときまは一定程度理解である。で、一方のり、全体できり、大きないる。で、一方のり、という主張は一定程度理解である。で、一方のり、という主張は一定程度理解である。で、一方のり、という主張は一定程度理解である。で、一方のり、という主張は一定程度理解である。で、一方のり、という主張は一定程度理解である。で、一方のり、とを設定した。というでは、一方ののというでは、一方ののというでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方ののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方ののでは、一方のののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方のののでは、一方のでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ので | 三見 向わで り対がの。際 定を童とけ善標民                        |  |

|    | <u> </u>       |  |   |           |
|----|----------------|--|---|-----------|
|    | 項目             | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果      |
| 20 | 区立保育所管理運<br>営費 | あるが、標準区経費の設定に当たり、経費が突出している<br>区があることから精査が必要であると考える。  | 区立保育所管理運営費について、保育士の処遇改善経費等<br>による公設民営保育所の委託料の増を反映し、算定を充実<br>する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は公設民営<br>保育所の平均委託料により設定する。<br>(第1回幹事会) | について、算定内容 |
|    |                |  | 対象経費について、都側の意見を踏まえ、経費が突出している区を除外し、改めて標準区経費を設定した。<br>(第3回幹事会)  |           |
| 21 | 所等)            | から提案がされているが、都はこれまでの協議において、子ども・子育て支援法における施設型給付費に係る利用者<br>負担額の定めや、地方交付税における施設型給付費の積算<br>方法を踏まえ、国基準が「合理的かつ妥当な水準」である<br>と見解を示している。 | 財調上、政令の定める上限額をもとに設定されている。<br>一方で、この保育料については、実施主体である市町村<br>が、政令の定める上限を超えないように定めることとされ<br>ていることから、特別区においては、上限額より低い水準      |           |

| 其準財政    | τ需要額σ         | 調整頂     |     | (き)   |
|---------|---------------|---------|-----|-------|
| 4 3/1 W | ( mm 42 mu v. | ᄼᇚᄱᅲᄼᇦᆝ | _ \ | , , , |

| 基準財政需要額の調整 | <u>頃日(つつさ)</u>  |  |            |
|------------|---|--|------------|
| 項目         | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果       |
|            | 区側から「本事業における『合理的かつ妥当な水準』について、特別区の実態ではなく、国の基準を妥当とする理由」の確認があった。都の見解については、これまでの協議において、繰り返し示しているが、改めて申し上げる。「保育所等の利用者負担額については、子ども・子育で接法において、施設型給付費に係る利用者負担額は、『政会で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が民税ので定める額ととの他の事情を勘案して市町村民税所得割課税額による階層区分ごとに負担額が定められ、この額が、国庫負担金及び都道府県負担金の精算基準とされるの額が、国庫負担金及び都道府県負担金の精算基準とされること、地方交付税に係る標準団体行政経費においること、地方交付税に係る標準団体行政経費においること、地方交付税に係る標準団体行政経費においる立 | 第1回幹事会において、都側から、「子ども・子育て支援法における施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における施設型給付費の積算方法を踏まえ、国基準が「合理的かつ妥当な水準」である」といった発言があった。 国基準の利用者負担額は国庫負担金の精算基準として位置付けられているもので、利用者負担の上限であり、利用者負担は実施主体である区市町村が定めるものとされている。特別区においても国基準をそのまま各区の保育料としている区は無いにもかかわらず、財調上の本事業においる「合理的かつ妥当な水準」を国基準で設定する都の姿勢は理解できない。特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえ、本事業については、国基準ではなく、特別区域におけるサービス水準が合理的かつ妥当な水準」について、特別区の実態では   | ил нх тп 🛧 |
|            |   | ただいま、都側から、子ども・子育で支援法における施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における国基準の利用者負担額を踏まえ、国基準が合理的かつ妥当な水準であるといった発言が繰り返された。区としては、財調制度の趣旨、特別区の実態等を踏まえて、区案が合理的かつ妥当な水準であると主張している。一方の都側は、国基準が妥当であることの理由について、国側が確認しているのは、特別区におい関わらずいて、区側が確認しているのは、特別区におい関わらず財調上の本事業における「合理的かつ妥当な水準」について、まま各区の保育料としている区は無いにも関わらず財調上の本事業における「合理的かつ妥当な水準」について、国基準を妥当とする判断の根拠についてある。都側の回答は、国庫負担金及び都道府県負担金の精算基準などを述べたものとなっており、具体的な理由は示されていない。特別区の実態ではなく、国基準を選択したその理由を伺う。(第2回幹事会) |            |

| <u> </u> | 準財政需要額の調整項目(つづき) |   |  |      |  |
|----------|------------------|---|--|------|--|
|          | 項目               | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果 |  |
|          | 所等)<br>(つづき)     | その上で、「特別区の実態ではなく、国基準を選択した」<br>理由の確認があった。<br>都としては、「保育所等の利用者負担額については、法令<br>により、保護者の市町村民税所得割課税額による階層区分<br>ごとに負担額が定められ、この額が、国庫負担金及び都道<br>府県負担金の精算基準とされていること、地方交付税に係<br>る標準団体行政経費が、国基準の利用者負担額を前提に積<br>算されていること」を、国基準を妥当とする具体的な理由<br>として申し上げている。<br>(第3回幹事会) | 準』について、特別区の実態ではなく、国基準を妥当とする判断の根拠について」、法令における、施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における国基準の利用者負担額を踏まえ、国基準が合理的かつ妥当な水準であるといった発言が繰り返された。<br>繰り返しになるが、単に国の基準であることだけでは、都と特別区のみに適用される制度である財調の水準を国の基準とすることの理由にはなっていないことを、改めて申し |      |  |
|          |                  |   | 都側は、特別区において実態のない、地方交付税に係る標準団体行政経費における国基準の利用者負担額を一方的に押し付けている。繰り返しになるが、調整税等の一定割合が特別区の固有財源である。以上を踏まえれば、「合理的かつ妥当な水準」を区の実態にすべきである。本事業における「合理的かつ妥当な水準」について、地方交付税制度ではなく区の実態とした場合、支障が生じるのか伺う。 (第3回幹事会)             |      |  |

| <u> </u> | 財政需要額の調整す | 貝目(つつき)  |  |  |
|----------|-----------|--|--|--|
|          | 項目        | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果   |
| 22       | 無償化等への対応  | 度見込数値も用いた積算となっているが、その理由を伺う。また、多子世帯負担軽減事業費については、令和2年度財調協議において、実績が判明していない段階であったこととれるの保育所等における補助対象見込者数を用いた積算を行っている。その上で、都から「今後、各区の実績等を踏まえた検証を行い、必要に応じて見直しを実施すると」の区側提案は、この都発言を踏まえ、私立の実績を関いた事業費は区立の保育所等を対象にした事業である。(第2回幹事会)  第二子無償化に伴う利用者負担額の減等についるが、本来都ら、第2回幹事会)  第二子無償化に伴う利用者負担額の減等についるが、本来都らと側の実績を踏まえた経費設定となく整理すべるがとしても理解する。となくを選ば経費設定の方となるとなくをと考えるが、区側の考えは都としても理解する。また、今後、特別区の実績等を踏まえたものであり、標準区の側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区 | また、区立保育所及び区立認定こども園を利用する多子世帯の児童に対する利用者負担額の軽減に係る経費について、令和2年度財調協議で合意した補助対象見込者数を用いた積算を見直し、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は都の「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」における補助対象者数により設定する。(第1回幹事会)  本事業は、令和5年10月から開始された都の「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」の対象拡大に伴う経費を算定するものである。このため、時機を逸することなく財調上に整理することが必要であり、実績が判明していない現状においては、見込数値により算定すべきと考える。(第2回幹事会) | に(分帯担る私費帯担るののでは、、第1のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で |
|          |           | (第4回幹事会)   | 検証を行い、必要に応じて見直すべき」との意見があったが、必要に応じて見直すことに異論はない。また、多子世帯負担軽減事業費については、都側の意見を踏まえ、区立の実績に基づき、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)  |  |

|    | 項目 | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果       |
|----|----|--|---|------------|
| 23 |    | は10/10、4年目以降は1/2の補助率となることから、都補助  | 在宅療養推進事業費について、新規に算定する。なお、全<br>比例での算定とし、標準区経費は都の「区市町村在宅療養<br>推進事業」の補助実績に基づき、1人当たり経費と人口規模<br>により設定する。<br>(第1回幹事会) | ついて、新規に算定す |
|    |    | 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。<br>なお、次年度以降については、前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うことが適当であると考えるが、この点について区側の見解を伺う。<br>(第4回幹事会) | (第3回幹事会)  |            |
|    |    |  | 次年度以降、補助実績に応じて毎年度メンテナンスを行うことは、適切な方法であり異論はない。<br>(第4回幹事会)  |            |

|    | 項目       | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果                     |
|----|----------|--|--|--------------------------|
| 24 | 費(帯状疱疹ワク | 予防接種法上の定期接種に位置付けたものを標準算定している。  | 予防接種助成事業費(帯状疱疹ワクチン)について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、令和6年度予算見込における各ワクチンの単価、接種率、接種者数の平均等により設定する。<br>(第1回幹事会)  | (帯状疱疹ワクチン)<br>について、新規に算定 |
|    |          | て、これまで標準算定されていたという点、ワクチンの必要性について予防接種部会において一定の結論を得ている点、法定接種化までの緊急的な当面の対応として国制度が創設され実施されている点の3点から合意している。本事業については、国において定期接種化が検討されており、帯状疱疹ワクチンによる疾病負荷が一定程度明らかとなっている点、定期接種化までの措置として都が補助事業を実施している点を考慮すべきと都も一定程度理解している。 | 帯状疱疹ワクチンの予防接種については、国において定期接種化が検討されており、帯状疱疹ワクチンによる疾病負荷は一定程度明らかとなったものの、引き続き、期待される効果や導入年齢に関しては検討が必要とされている状況にある。一方で、都は「帯状疱疹は、成人の9割以上がウイルスを保有し、加齢等に伴い誰もが発症する可能性があり、今後の高齢化も踏まえ、予防に向けた取組みを強化することが重要である」として、令和5年4月1日から「帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業」を定期接種化までの措置として実施している。これらを踏まえ、本事業は任意接種に位置づけられているものの算定されるべき事業であると考える。 (第3回幹事会) |                          |
|    |          | 区案の経費設定の考えについては理解した。<br>ただし、各区の想定接種率にばらつきがあることから、経<br>費設定方法について精査が必要と考える。<br>(第3回幹事会)  | 本事業については、令和5年度から事業を開始している区が大半であるため、現時点で実績額は存在しない。また、各区の令和5年度における接種率は、当初の想定よりも高く、今後、都補助の変更交付申請を行う見込みであることを確認している。このことから、令和6年度予算見込により経費設定を行うことが妥当であると考える。<br>(第3回幹事会)  |                          |

| <u>基準</u> | 準財政需要額の調整項目(つづき)         |   |   |             |  |
|-----------|--------------------------|---|---|-------------|--|
|           | 項目                       | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果        |  |
|           | 費(帯状疱疹ワク<br>チン)<br>(つづき) | 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられる。また、その水準については、平成30年度財調協議において、都区で合意した「新たな予防接種を算定する場合においては、当初は想定接種率で設定する。」との内容を準用して設定したものであると考えられることから、区側修正案に沿って整理する。なお、次年度以降については、「帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業」の前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うことが適当であり、定期接種化された際には経費全体の見直しが必要と考えるが、この点について区側の見解を伺う。(第4回幹事会) | 設定した。<br>(第3回幹事会)   |             |  |
|           |                          |   | 次年度以降について、「帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業」の前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うこと及び定期接種化された際には経費全体の見直しを行うことに異論はない。<br>(第4回幹事会)   |             |  |
| 25        | 健康診査(乳がん<br>検診)          | が、検診委託について、普遍的な健診項目をモデル経費として設定すべきと考えるが区側の見解を伺う。<br>(第2回幹事会)   | 健康診査(乳がん検診)について、検診委託の単価に乖離があることから、特別区の実態を踏まえ、見直しを行い、算定を充実する。なお、標準区経費は単価と回数により設定する。<br>(第1回幹事会)  | 診) について、算定を |  |
|           |                          | 本事業は国の指針に基づき実施しており、また、平成28年度財調協議において都区で合意した内容と同様の方法で見直していることについて、都としても一定程度理解している。<br>今後、モデル経費の設定を検討する等、必要に応じて算定   | 区案は、前回都区で合意した平成28年度財調協議と同様の<br>方法で見直しを行ったものである。また、本事業について<br>は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のため<br>の指針」に基づき実施しているが、各区のマンモグラフィ<br>撮影方向及び自己負担の有無について、標準的な実施方法<br>は確認できなかった。このため、標準区経費の見直しに当<br>たっては、標準的な事業モデルの設定は行わずに、現行の<br>算定方法で見直すことが適切と考える。<br>(第3回幹事会) |             |  |

|    | 項目 | 都の考え方                      | 区の考え方   | 協議結果                  |
|----|----|----------------------------|---|-----------------------|
| 26 |    |                            | 令和3年6月より「食品衛生法等の一部を改正する法律」が施行され、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設が行われたため、原則として一施設一許可となった。これに伴い、特定財源(許可手数料)に乖離が生じたため、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、標準区経費は単価と回数により設定する。 | 営業許可等手数料)について、算定を見直す。 |
|    |    | 区案の標準区経費の設定については、合理的かつ妥当な水 | 食品衛生費の経費全体について確認したが、本事業で算定されている食品衛生の監視指導、営業許可、食品等の収去品検査、食品衛生知識の普及啓発、食中毒対策・関係調査などの経常的な経費に変更は生じていないため、法改正による影響はないものと認識している。<br>(第3回幹事会)             |                       |

| 項目         | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果 |
|------------|--|--|------|
| 27 清掃費の見直し | 3年が経過することから、清掃費全体を見直すとのことなので、提案内容が「合理的かつ妥当な水準」となっているのか十分に検証させていただく。まず、「収集運搬モデルの改定」についとのことが、「収集運搬を見られたどのように関係をである。が、ないに、具体的に何がどのように異ないといるのがは、「収集車両費」は約102億万のかにである。が、は、102億万のがあるが、「収集車両費」は約102億万のがのが、「収集車両費」は約102億万のがでは、「収集車両費」は約102億万のがでは、「収集車両費」は約102億万のがでは、「収集車両費」は約102億万のがあるが、「収集車両費」は約102億万のがあるが、「収集車両費」は約102億万のがあるが、「収集車両費」は約102億万のがあるが、「収集車両費」は約102億万のがあるが、「収集車両費」は約102億万ののでは、「収集車両費」は、1026億万分のがあるが、「収集車両費」を表表が、「収集車両費」は約102億万分のででで、「収集車両費」は約102億万分のででで、「収集車両費」は約102億万分のでは、「収集車両費」についるのが高いる。といるのが同り、「収理原価」と「手数料原価」ので、といるのが同り。 | まず1点目は、「標準区ごみ量の見直し」である。<br>現行の標準区ごみ量については、令和元年度のごみ量と人口の回帰分析により設定しているが、今回はこれを直近の実績である令和4年度のごみ量と人口に更新する。<br>2点目は、「収集運搬モデルの改定」である。<br>見直し後の「標準区ごみ量」と「令和5年度の各区の収集作業計画」をもとに、より実態に則した収集運搬モデルに改定する。<br>3点目は、「ごみ量の変化等により、実態と算定に大きな乖離の生じている項目の見直し」である。<br>作業運営費や資源回収事業費など、特別区の実態と大きな乖離が見られた項目を中心に、12項目について算定を改善を図るものである。<br>また、以上3点の他、一部補正等の基礎数値について、直近の数値に更新する。<br>合せて、各区のプラスチックのリサイクル実態を反映させるために、リサイクル経費について態容補正を新設することを提案する。<br>(第1回幹事会) |      |
|            | 次に、不燃ごみ中継施設の改築・プラント更新経費加算の廃止についてである。当該施設を有する2区に改築・プラント更新の予定がないことを確認している。本補正は平成18年度に設定して以来、一度も算定実績がなく、また、今後算定する見込みもないことから、算定廃止を提案するものである。いずれの提案も、令和4年度財調協議で不調となっているが、算定実績がないという状況に変化がないことから、改めて提案するものである。(第1回幹事会)   |  |      |

| 項目           | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果 |
|--------------|---|---|------|
| 清掃費の見直し(つづき) | まず、「収集運搬モデルとしてである。区案は、これまでモデルとして台数の設定がなかった軽小型車を新たにモデル化するとともに、既算定のの力である。区の実態を時まえると、一定理解するとおり、とてである。との実態をはは、一定理解をかります。といることをである。との実態を体は、一定理解をかります。といることをである。との表が必要である。とのである。とのである。とのである。とのである。とのである。とのである。とのである。とのである。とのである。とのである。とのである。とのである。とのである。とのである。とでである。とでである。とでである。とでである。とでは、収集運搬となった要因は、が主なのである。まず、の改定により、収集運搬といったである。とが、収集運搬となった要因はが主なのがが、収集でいるが減をなった。とだが、収集運搬となったのである。とが、収集運搬となるのがである。とが、収集運搬となるのがである。とが、収集運搬となるのがである。との見によるのがである。との見によるのがである。との見にもある。との見にもある。との見にもある。との見にもある。との見にものでででで、ご覧いたださった。との見にもを作成したので、ご覧いとが、平成27年度から令和6年度までの10年間における、処理処分費の財調算定額ともので、この10年間における、処理処分費の財調算定額と各区が支出している。 | 都側からの4点の質問に回答する。まず1点目は、「収集運搬モデルの改定」についてである。現在のモデルの車種は、新大型特殊車と小型プレス車の2種類だが、これまでモデルとして台数の設定がなかった軽小型車を、狭小路地での各区の収集実態に合わせるために、新たにモデル化するものである。また、既算定の小型プレス車は可燃、不燃の併せ作業での設定であったところを、近年の各区実態にあわせて、専用作業に変更する。2点目は、影響額についてである。増額提案は、収集車両費においては、収集運搬モデルの改定による車両経費増と人件費増が主な要因である別金相当である処理処分費の標準区経費の設定方法を見直した結果による車両と費の標準区経費の設定方法を見直した結果による車のである。 週行の算定では、リサイクル関連経費は、すべて資源の収事業費で算定している。そのうち、容器包装プラスチック資源循環促進法の施行への対応や、ほかの資源とは分別しての事業費で算定している。そのうち、容器包装プラスチック資源循環促進法の施行への対応や、ほかの資源とは分別しての事業費で算定している。との実情を反映するため、このの第定を単位費用がら補正での算定に変更し、提案するのである。単位費用ではなく態容補正を新設する理由は、公平な算定を単位費用ではなく態容補正を新設するといのプラスチックリサイクルの進捗状況に応じた、より公平な算定にするためである。 |      |

| 項目          | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果 |
|-------------|---|--|------|
| 清掃の見直し(つづき) | 算定額が清掃一組分担金実績額を上回っる。<br>累計で約1,141億円の過大算定となる見込みである。<br>また、今和6年度いでも、令和6年度いである。<br>86億円の過大算定となる見込みだが、この原因にである見解を行う。<br>次に、今の過大力の心に係る経費についての態容がである。<br>である。<br>区側のプラスチックルに係る経費についての態容がある。<br>区のが第一でである。<br>区のが第一でである。<br>区のが第一でといての変異をできるのででである。<br>区のが第一とのででは異ないのででである。<br>ではあるがかかとは異ないのででである。<br>を対したる。<br>第2で補正が、のを発したのでである。<br>を対したる。<br>第2で補正が、のが表すのでである。<br>を対したる。<br>第2で補正が、のが表すのでである。<br>を対したる。<br>がはあるまま算でである。<br>にいてである。<br>とと考れてである。<br>とと考れてである。<br>とと考れてである。<br>とと考れてである。<br>とのののでである。<br>とののでである。<br>とののでである。<br>とのののでである。<br>とののでである。<br>とののののでである。<br>とののでである。<br>とののののでである。<br>とののののでである。<br>とのののののでである。<br>ではない、ではない、ではないではないでである。<br>ではない、ではないでである。<br>とののののでである。<br>ではない、ではないののでである。<br>ではない、ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>とおりのでである。<br>とののののでである。<br>とのののののでである。<br>とのののののでである。<br>ではない、ではないのののでである。<br>ではない、ではないではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないでである。<br>ではないできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき | 廃棄物処理手数料は、令和5年度財調協議で提案した通り、<br>手数料原価で設定している。これは実際の手数料の考え方<br>に準拠したものである。令和5年度財調協議と同様に、単価<br>が改定されていることから、改定分を財調に反映させるべ<br>きと考える。<br>続いて、都側提案について回答する。<br>まず、「不燃ごみ中継作業経費の補正見直し」についてで<br>ある。<br>特別区における廃棄物処理体制は、中継施設もしてののく、<br>ものである。<br>特別ではしていない。まれまで、自動としての<br>機能していない。まれまで、<br>現時点で改築等の計画がないまれましてもるで、<br>で発生する経費であり、<br>る。<br>次に、「不燃ごみ中継施設の改築・<br>プラント更新の経費は、当補正は継続すると<br>る。<br>次に、「不燃ごみ中継施設の改築・<br>の廃止」についての場であり、<br>ものといるののである。<br>申し上げた通り、不燃ごみ中継施設における用地賃借料に<br>ついても、平成25年度以降算定実績がないを発生する<br>の<br>を考える。<br>いずれるの<br>と考える。<br>いずれも令和4年度財調協議から、<br>(第2回幹事会) |      |

| 項目           | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果 |
|--------------|--|--|------|
| 清掃費の見直し(つづき) | また、平成31年度財調協議の都側提案の「沿道環境整備事業の廃止」において、区側は「直近の実績が平成24年度であり、平成31年度フレームにおいても実績見込みがないことは認識した。」、「事業の制度が継続しているため、将来需要が見込まれる際には、本事業について、改めて協議することとし、今回は都案に沿って整理することもやむを得ないものと考える。」と発言している。事業は継続しているものの実績がないという点では、今回の都側提案も「沿道環境整備事業の廃止」も同じであると考えるが、なぜ、「沿道環境整備事業の廃止」に合意したのか、区側の見解を伺う。(第2回幹事会)   |  |      |
|              | 区側から、「処理処分費と清掃一組分担金実績額は一致するものではないと考える。」との発言があったが、第2回幹事会で申し上げたとおり、財調で算定されている処理処分費は、経常的経費、投資的経費ともに、清掃一組への分担金という形で支出されている。前回の幹事会で示した論点メモのとおり、処理処分費の財調算定額が清掃一組分担金実績額を上回っており、平成27年度から令和6年度までの10年間の累計で約1,141億円、令和6年度に関しては、今回の経常的経費の見直しを行ってもなお、約86億円の過大算定となる見込みであり、検証する必要があると考える。なお、区側発言のとおり、経常的経費は、過去の決算額をもとに経費設定していることから、大きなかい離は発生していないものと考える。一方で、投資的経費は、見直し時における今後50年間の施設整備計画及び財源計画をもとに経費設定しており、直近 | 都側より、モデルの精査が必要であると考えるとの発言があった。区案は、これまでのモデル設定方法を引き継ぎでの、軽小型車の追加を行ったものである。な事種の数値を按分して構築しているものである。な事種の数値を按分して構築しているものである。「影響額」についてである。収集運搬である。では、「影響額」についてである。収集運搬である。「処理処分費の財調算定額」についてである。別点目は、「処理処分費の財調算定額」につい理処分費を述べる。別点目は、「処理処分費の財調算定額」につい理処分費を支援を表して、過去のとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのと |      |

| 項目   | 協議結果 |
|--|------|
| 清掃費の見直し (つづき) 次に、「リサイクルに係る経費についての態容補正」についてである。 都としても、区側発言のとおり、プラスチック資源循環促 都側より、財調制度は決算保障の制度ではなく、合理的か 進法を契機に、製品プラスチックのリサイクルが各区で推 つ妥当な水準であることが必要であるため、単に発生した |      |

| 項目   | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果 |
|------|---|---|------|
| つづき) | 区側は、「現行の設定は、23区統一の考え方に基づく普遍的なものであり、各区の実態や普遍性、合理性等を総合的に勘案した上で、財調上のあるべき需要として設定すべき」と、過去の財調協議での発言を繰り返している。既に協議も終盤に差し掛かっている中、このまま議論が膠着することは望ましくない。そこで、廃棄物処理手数料について、近隣自治体の状況がどのようになっているのか伺う。その他、区案は一部の経費について、標準的な需要ととで、妥当とは言えない経費が含まれているため、当該経費を除外するなどの精査が必要であると考える。続いて、都側提案の2項目についてである。第2回幹事会で申し上げたとおり、都は不燃ごみ中継施設保有区に実態を確認した上で、実績が見込めないため、廃止を提案している。 | 中継施設は、清掃事業を担う23区全体として収集運搬作業を円滑に、かつ効率的に推進していて、不可中継作業であり、その施設に係る本補正は、不然ごみの中継を登して、現在算定されている。施設等には経費として、現在算定されている。施設等には経費を明がある。また、本補正は、特定したののでは、対してののな、対してののな、対してののな、対してののな、対してののな、対してののな、対してののな、対してののな、対してののな、対してののな、対してののな、対してののな、対してののな、対してののと、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して |      |

| 項目      | 都の考え方                        | 区の考え方 | 協議結果 |
|---------|------------------------------|-------|------|
| 青掃費の見直し | 次に、区側から「平成12年都区制度改革後の課題解決に向  |       |      |
| (つづき)   | けた平成18年度財調協議において、主要5課題における清掃 |       |      |
| ( )     | 関連経費として、都区間で必要な経費として合意した項目   |       |      |
|         | の一つである。」との発言があった。            |       |      |
|         | 平成18年度財調協議から、既に15年以上経過しており、こ |       |      |
|         | の間、平成20年度に廃プラスチックのサーマルリサイクル  |       |      |
|         | が全区で実施されるなど、不燃ごみを取り巻く状況は変化   |       |      |
|         | している。                        |       |      |
|         | 主要5課題の中での合意によって算定されており、他の事業  |       |      |
|         | とは比較すべきではないとのことだが、特別区を取り巻く   |       |      |
|         | 状況を踏まえ、適宜見直すことは、全ての事業において、   |       |      |
|         | 行うべきものと考える。                  |       |      |
|         | なお、態容補正について、令和元年度は66種類だったが、  |       |      |
|         | 令和5年度には72種類まで増加しており、令和6年度財調協 |       |      |
|         | 議においても、新たに2種類の態容補正を設定する区側提案  |       |      |
|         | がある。                         |       |      |
|         | 態容補正を新規提案すること自体を否定するものではない   |       |      |
|         | が、年々態容補正が増えている現状について、区側は算定   |       |      |
|         | の簡素合理化をどのように考えているのか見解を伺う。    |       |      |
|         | (第3回幹事会)                     |       |      |
|         |                              |       |      |
|         |                              |       |      |
|         |                              |       |      |
|         |                              |       |      |
|         |                              |       |      |

|    | 別以需安領の調金 <sup>は</sup><br>項目     | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果  |
|----|---------------------------------|---|--|---|
| 28 | 企業関連資金融資<br>あっせん事業 (緊<br>急対策分)) | 令和4年度財調協議においては、「見込み数値を使用するのではなく、実績件数及び実績額からの融資モデルとすべき」との都側意見に基づき、標準区経費が設定されたところである。<br>新型コロナウイルス感染症や物価高騰を受け、特別区が行っている中小企業支援は様々であるが、令和4年度財調協議での都側意見を踏まえ、どのような整理・分析で融資モデルを設定したのか伺う。<br>(第2回幹事会) | 策分))について、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰による中小企業への融資あっせんの利子補給に係る経費を新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は令和5年9月末実績の平均貸付金額と令和5年度の貸付件数見込みを乗じて設定の上、令和6年度から令和12年度 | 関連資金融資あっせん<br>事業(緊急対策分))<br>について、新規に算定<br>する。 |
|    |                                 |   | と、物価高騰による影響に対する緊急対策分をそれぞれ分けて計算している。なお、令和4年度財調協議における都側意見を踏まえ、見込み数値だけではなく、令和4年度の実績数値も反映し、適切な構成で提案している。<br>(第2回幹事会)                       |   |
|    |                                 | 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区<br>経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修<br>正案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会)   |  |   |

| 項目          | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果 |
|-------------|---|--|------|
| 29 細街路拡幅事業費 |   | (第1回幹事会)   |      |
|             | て、今回見直しを行った上で、次回の見直しまで据え置く<br>ことに異論はない。<br>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区 | 合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。また、道路面積比率の見直しについては異論ないため、併せて見直しを行う。ただし、今回の見直し後の道路面積比率は、変動率が小さいため、次回の見直しまで据え置くこととするが、都側の見解を伺う。 (第3回幹事会) |      |

| <u> 基準</u> | 基準財政需要額の調整項目(つづき) |                                   |  |      |  |
|------------|-------------------|-----------------------------------|--|------|--|
|            | 項目                | 都の考え方                             | 区の考え方  | 協議結果 |  |
| 30         |                   |                                   | え、算定を充実する。なお、新型コロナウイルス感染症の<br>影響を踏まえ、令和4年度決算により態容補正の算定を見直<br>す。<br>(第1回幹事会)  |      |  |
|            |                   | した。<br>区側は新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワーク | また、都が行う「駅前放置自転車等の現況と対策」の調査結果によると令和2年度より駅周辺の乗入台数は大きく落ち込んでいる。これは新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークなどの取り組みが広がったためと推測されるため、標準区経費の設定に当たっては、令和4年度の単年度決算による経費設定としている。(第3回幹事会)                                |      |  |
|            |                   |                                   | テレワークの実施率が減少している状況は理解できるが、<br>今後の見通しは不明瞭であり、新型コロナウイルス感染症<br>による行動制限のない令和4年度の決算による標準区経費の<br>設定に妥当性はあると考える。<br>しかしながら、今回の協議では都区双方の見解を一致させ<br>ることが困難であるため、協議が整わなかった項目として<br>整理する。<br>(第4回幹事会) |      |  |

| <u> </u> | 財政需要額の調整項 |  |   | ,                                |
|----------|-----------|--|---|----------------------------------|
|          | 項目        | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果                             |
| 31       | 道路維持補修費   | 標準区経費の設定に当たり、他の事業で算定されている経費を積算基礎としているなど、精査が必要であると考える。<br>なお、特定財源である道路占用料の影響により道路橋りよう費の基準財政需要額がマイナスとなる区があるが、このことについて区側の見解を伺う。<br>(第2回幹事会)   | 改善する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。<br>(第1回幹事会)  |                                  |
|          |           |  | 設定した。<br>なお、特定財源とその段階補正の影響により、マイナスとなる区があるが、例年の見直しと同様に直近の道路占用料の改定を反映した結果であると考える。<br>(第3回幹事会)                               |                                  |
| 32       |           | 特定財源である道路占用料の影響により道路橋りょう費の<br>基準財政需要額がマイナスとなる区があるが、このことについて区側の見解を伺う。<br>(第2回幹事会)<br>直近の道路占用料の改定を反映することで、特定財源が増加し、それに伴う段階補正の影響により、道路橋りょう費の基準財政需要額がマイナスとなる区があることを確認した。<br>区案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準と判断できるため、区案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会) | における令和4年4月の改定を踏まえ、算定を改善する。<br>(第1回幹事会)<br>特定財源とその段階補正の影響により、マイナスとなる区があるが、例年の見直しと同様に直近の道路占用料の改定を反映した結果であると考える。<br>(第3回幹事会) | 費(道路占用料)について、算定内容(特定<br>財源)を見直す。 |

|    | 財政需要額の調整項                      |  |  |                                       |
|----|--------------------------------|--|--|---------------------------------------|
|    | 項目                             | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果                                  |
| 33 |                                | 標準区経費の設定に当たり、特定の区において決算額から<br>除外されている経費があるが、その経費の内容及び除外す<br>る理由を伺う。<br>(第2回幹事会)  | 公園使用料・占用料について、特別区における令和4年4月<br>の改定を踏まえ、算定を改善する。<br>(第1回幹事会)  | 公園使用料・占用料に<br>ついて、算定内容(特<br>定財源)を見直す。 |
|    |                                |  | 除外経費は、占用料に独自料額を設定している区の上乗せ相当分であり、歳入努力とみなし、除外している。<br>(第3回幹事会)  |                                       |
| 34 | 学校運営費(教育用<br>コンピュータ運用<br>保守経費) | 守事業に対する補助制度を創設した年度の翌年度までの時限算定として、令和4年度財調協議で合意した経費である。<br>区案は、現行算定されている経費と同内容であり、また、<br>区の調査によると、引き続き全ての区で実施しており、普<br>遍的に発生している需要であることが確認できた。<br>一方で、区案の標準区経費は、現行と比較して大幅な増額 | また、本提案は特定財源を含めた設定としているが、令和6年度文部科学省概算要求によると、GIGAスクール運営支援センター整備事業は令和6年度までとなっているため、国補助廃止年度の翌年度より、特定財源を廃止する。(第1回幹事会) | 用保守経費について、<br>新規に算定する。                |
|    |                                | 現行と比較して増額となっている理由について、特別区の<br>実態を踏まえて見直しを行い、PCの障害対応に係る経費<br>等を適切に反映した結果であることを確認した。<br>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区<br>経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修<br>正案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会)  | 由は、運用保守経費及びヘルプデスクに係る経費について、特別区の実態を踏まえて見直しを行ったとともに、P<br>Cの障害対応に係る経費等を正確に反映したためである。                                |                                       |

| <u> </u> | 財政需要額の調整項 | 貝目(つつさ)  |   |           |
|----------|-----------|----------|---|-----------|
|          | 項目        | 都の考え方    | 区の考え方   | 協議結果      |
| 35       | 学校給食費保護者  |          | 学校給食費保護者負担軽減事業に係る経費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は、給食費単価及び給食の年間実施回数の各区平均により設定する。<br>学校給食費無償化については、本来国の責任で行うべき事業であると考えているが、特別区の実態を踏まえて、国の動向が明らかになるまでの時限算定として提案を行うものである。<br>(第1回幹事会) | 目として整理する。 |
|          |           | (第3回幹事会) | が、少子化対策や子育て支援策の一つとして、子育て世帯における経済的負担の軽減や子育てしやすい環境づくりのため、各区が実施する必要があると考え行っているものである。本提案は、こういった区の実態を踏まえ提案しているものであり、「先行して区が実施すべき」とは申し上げていない。<br>一方、都においては、令和5年第四回都議会定例会都知事所              |           |

| 基準財政需要額の                   | <b>基準財政需要額の調整項目(つづき)</b>  |  |      |  |  |  |
|----------------------------|---|--|------|--|--|--|
| 項目                         | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果 |  |  |  |
| 【小・中学校習学校給食費保護負担軽減事業等(つづき) | 様者 保護者の負担とすることとされている。<br>前回も申し上げたとおり、学校給食費の無償化は国の責任と財源で実現すべきものであり、区が行っている本事は、学校設置者である各区の政策判断において実施している自主事業であると認識している。 | か都側から「学校給食費の無償化は国の責任と財源で実現すべきものである」と発言があったが、区側もその認識を持っていることは第1回幹事会で申し上げたとおりであり、その点も踏まえ、国の動向が明らかになるまでの時限算定で提案をしている。また、都側から本事業について、「区が行っている本事業にで提案をしている本事業について実施して、等を設置者である各区の政策判別において実施する。また、学校設置者である当該区の自主財源において実施することの発言があのよに適用される制度であるり、当該ののよりできるとのの実態を踏まえたのであると、特別区域で普遍的に実施される。本事業についており、特別区域で普遍的に実施される。本事業についており、特別区域で普遍的に実施される。本事業についており、特別区域で普遍的に大きないる。本事業にで当ると、特別区域で普遍的に大きないる。本事業にで当ると、特別区域で普遍的に大きないる。本事業を自主財源を行うによるな、おり、対策ではないまない。とはできないと考えている独自の政策ではないこととはできないと考えているが、都側の見解を伺う。(第4回幹事会) |      |  |  |  |
|                            |   | 都側から「区が行っている本事業は、学校設置者である各区の政策判断において実施している自主事業である」と改めて発言があったが、財調において各区の政策判断で実施している事業でも算定している事業と整理することを容認できるものではない。令和5年度財調協議において、基準財政需要額の捕捉範囲について、都側から「既に財調の基準財政需要額では、地方交付税で算定していない事業について・第定している」と発言したことを踏まえると、特別区域において普遍性がで算定したことを踏まえると、特別区域において等にできる事業は財調上のあるべき需要として算定できると考えている。以上を踏まえると、本事業においても、特別区域において普遍性が確認できることから、自主事業ではなく標準的ない。しかし、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることがし、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることがし、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。(第4回幹事会)                                     |      |  |  |  |

| <u> 48 - 1</u> | = 別以而安領の調金       |  |  |      |
|----------------|------------------|--|--|------|
|                | 項目               | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果 |
| 3              | 教員用デジタル教<br>科書経費 | 区案は、普遍性が認められない教科の経費が含まれていることや、国が令和6年度から導入予定の学習者用デジタル教科書は、現場のニーズが高い教科から段階的に導入することが予定されていることを踏まえ、本事業における標準区経費の設定に当たっては、普遍性が確認できる教科のみを対象とした経費設定とすることが妥当であると考える。(第2回幹事会) | お、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。<br>(第1回幹事会)   |      |
|                |                  | 一方、標準区経費の対象外とした教科に係る経費の特別交付金での取扱いについて、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではない。また、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されるものであり、同様に算定ルールに則って                                     | 象として、改めて標準区経費を設定した。<br>一方、普遍性を理由に標準区経費の対象外とした教科については、特別交付金の対象と考えるが、都側の見解を伺う。<br>なお、学習者用デジタル教科書と教員用デジタル教科書では用途が異なるため、今後本事業の算定を見直す場合において、必ずしも学習者用デジタル教科書の導入状況に沿った算定とする必要はないと考える。<br>(第3回幹事会) |      |

| 項目    | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果                       |
|-------|---|---|----------------------------|
| 推進事業費 | が、区側の見解を伺う。<br>また、区案は回帰分析により標準区経費を設定しているが、児童生徒数と決算額に相関が見られないことから、経費設定の方法について精査が必要であると考える。<br>(第2回幹事会)<br>放課後子ども教室推進事業費の算定項目と重複しないことについて確認できた。<br>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修 | なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。<br>(第1回幹事会)<br>東京都地域学校協働活動推進事業実施要綱に基づく事業報告書における経費から標準区経費を設定しているため、放課後子ども教室推進事業費の算定項目と重複しない。また、都側の意見を踏まえ、東京都地域学校協働活動推進事業の補助実績に基づき、改めて標準区経費を設定した。<br>(第3回幹事会) | 地域学校協働活動推進事業費について、新規に算定する。 |
|       |   | 令和7年度フレーム以降の標準区経費の設定について、都側の考えに異論はない。<br>(第4回幹事会)   |                            |

| 項目                   | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果                 |
|----------------------|--|--|----------------------|
| 38 子どもの読書活動<br>推進事業費 | 係る提案とのことであるが、本事業のうち、児童を対象と<br>した事業には普遍性が認められないことから、標準区経費   | 子どもの読書活動推進事業について、乳幼児を対象とした<br>ブックスタート事業及び本の読み聞かせ事業に係る経費並<br>びに児童を対象とした本の読み聞かせ事業に係る経費につ<br>いて、新規に算定する。なお、標準区経費は1人当たり経費<br>と人口規模により設定する。<br>(第1回幹事会) | 事業費について、新規<br>に算定する。 |
|                      | 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 一方、標準区経費の対象外とした児童を対象とした本の読み聞かせ事業に係る経費の特別交付金での取扱いについて、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではない。また、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されるものと考える。(第4回幹事会) | 事業及び本の読み聞かせ事業に係る経費に限定して、改めて標準区経費を設定した。<br>なお、普遍性を理由に標準区経費の対象外とした児童を対象とした本の読み聞かせ事業に係る経費については、特別交付金の対象と考えるが、都側の見解を伺う。<br>(第3回幹事会)                    |                      |

| <u></u> | 準財政需要額の調整項目(つづき) |  |  |      |  |
|---------|------------------|--|--|------|--|
|         | 項目               | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果 |  |
| 39      | 者負担軽減事業費         | たが、これは令和5年度財調協議で申し上げたとおり、特別区の実態のみをもって、合理的かつ妥当な水準であるということを意味したものではない。その上で、本事業に関しては、これまでの協議で述べてきたとおり、都基準が「合理的かつ妥当な水準」である。今回の区側提案についても、「合理的かつ妥当な水準」である都事業の上乗せとして実施していることに変わりはないものであることから、財調上の「あるべき需要」ではないと考える。 (第1回幹事会) | ことから、その負担を軽減するため、保育料等の補規と行っているもので、特別区の実施状況を踏まえ、 方につる。令和5年度財調協議では、基準財政需要額のありたでで、表してで都側でも、そこで都側でも、そこで都側でも、そこで都側であるよう、では、不可力であるよう、では、都が当時にして、一方にでは、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方に |      |  |
|         |                  |  | また、区案は、特別区域のどこに住んでいても、都基準を超えて実施している実態をもとにしたものであり、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえれば、都全域を対象とした都基準ではなく、特別区域におけるサービス水準を基準財政需要額に反映すべきと考えるが、都側の見解を伺う。(第1回幹事会)  |      |  |

| 項目                    | <b>頃日(ブラさ)</b><br>  都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果 |
|-----------------------|--|---|------|
| 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費(つづき) | 過去の協議でも繰り返し述べているとおり、都事業については、「都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたもの」である。したがって、本事業については、都基準が「合理的かつ妥当な水準」であると考える。(第2回幹事会) | るべき需要」と「合理的かつ妥当な水準」について、区側の考えを申し上げる。<br>まず、本事業が、財調における「あるべき需要」なのかという点についてである。<br>都側から「合理的かつ妥当な水準である都事業の上乗せとして実施していることに変わりはないものであることから、財調上のあるべき需要ではない」との発言があった。本事業については、22区で実施しており、特別区における普遍性が確認できるため、財調上のあるべき需要であると考えるが、都側の意見を伺う。 |      |

| 項目                    | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果 |
|-----------------------|--|---|------|
| 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費(つづき) | 本事業に関しては、前回も申し上げたとおり、都基準が「合理的かつ妥当な水準」であると考える。<br>また、区側からその根拠を問う発言があったが、都事業は「都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたもの」であるとこれまでも繰り返しお答えしている。<br>そのため、「合理的かつ妥当な水準」である都事業の上乗 | 都側から「財調上のあるべき需要を判断するためには、普<br>遍性だけでなく、合理的かつ妥当な水準であることが必 |      |

| <u>基準</u> | <u> 基準財政需要額の調整項目(つづき)</u>        |  |   |                     |
|-----------|----------------------------------|--|---|---------------------|
|           | 項目                               | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果                |
| 40        | 正】【小・中学校<br>費】義務教育施設<br>の新築・増築等に | 算定の簡素合理化の観点から、態容補正の新設は、その必要性を十分に検証すべきと考えるが、義務教育施設の新築・増築等に係る地方債によらない用地購入費について、なぜ新たな態容補正が必要と考えるのか、その理由を伺う。<br>(第2回幹事会)   | 地方債によらない用地購入費を加算する態容補正について、新規に算定する。   | 協議が整わなかった項目として整理する。 |
|           |                                  | 区側から、本事業は経常的に発生する経費ではないが、校舎の増築工事に伴う運動場の拡充補正での算定があることの発言があった。これを踏まえ、都側から3点伺う。第一に、教務教育施設の新築・増築等に係る用地取得をひった。第一に、政医が予定していて伺う。第二に、区案は用地取得費の実額を加算する補正式があり、第二に、び、特定の区のみ過大に関調における各区の用地取得予定について伺う。第二に、が、特定の区のみ過大に関調における各区の方では、対しているが、見解を制力を対している。第三に、区案は用地取得費の実質を加算する。のは、見解を制力を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、 | から、経常的に発生する経費ではないが、校舎増築工事に<br>伴う運動場の拡充などから、用地を取得しているのが実態<br>である。こうした状況から、単位費用化ではなく、態容補<br>正により算定するのが望ましいと考える。<br>(第3回幹事会) |                     |

| 基準財政需要額の調整                       | 準財政需要額の調整項目(つづき)  |  |      |  |  |
|----------------------------------|---|--|------|--|--|
| 項目                               | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果 |  |  |
| 正】【小・中学校<br>費】義務教育施設<br>の新築・増築等に | 3点目について、都としては、用地取得に係る起債の有無で算定方法が異なること自体を指摘しているものではなく、財調において標準的な用地取得の手法を複数設定することが望ましくないと考えている。そのため、本態容補正の新設に当たっては、標準的な用地取得の手法について検討した上で、その他諸費の取扱いも含めて整理が必要であると考える。<br>(第4回幹事会) | 1点目の「今年度の取得実績及び今後の用地取得の予定」については、起債を伴わない用地取得は、令和5年度当初予算では該当区はなく、令和6年度当初予算では1区確認している。ただし、当初予算では起債予定のものが、補正予算で対応する場合や財政状況により起債を伴わず取得する場合がある。<br>2点目の「特定の区のみ過大に算定されるおそれがある」については、単年度の区間配分を考慮し、25年債で起債している区が多かった実績から、本提案では25で除した額を算定しており、都側の指摘について対応していると考える。なお、「算定に当たっては、財調における各区ごとの用地単価による上限を設定すべき」とのことだが、本事業のよりでは、財務ではないため設定の必要性はないと考えるが、具体的に都側が想定している設定について何う。3点目について、起債の有無からその他諸費と教育費に分か |      |  |  |

|    | 項目              | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果          |
|----|-----------------|---|--|---------------|
| 41 | クールソーシャルワーカー報酬) | 児童・生徒数が増加している状況を踏まえ、妥当な人数と<br>言えることから、区案のとおり整理すべきと考える。<br>一方、報酬単価については、単純な実施区平均による経費  | 教育相談事業費について、特別区の実態を踏まえ、スクールソーシャルワーカー報酬の月額報酬単価及び人数を見直し、算定を充実する。なお、人数は一部固定による算定とし、月額報酬単価は実施区平均によりそれぞれ設定する。(第1回幹事会)     | シャルワーカー報酬)につい |
|    |                 | 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会)   |  |               |
| 42 | 青少年対策費          |   | 青少年対策に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、<br>算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費<br>は回帰分析により設定する。<br>(第1回幹事会)                                |               |
|    |                 | 青少年の健全な成長や安全対策等を目的とした社会環境の整備という事業趣旨を否定するものではないが、区案は、経費の内訳に普遍性が認められない事業が含まれていることや、各区が実施する事業の内容や規模が不明確であるなど、精査が不足している。第2回幹事会の繰り返しとなるが、現段階では標準区経費としての妥当性について判断することができない。(第4回幹事会) | 子ども若者相談事業や青少年健全育成事業等の経費を新た<br>に追加するものである。子ども若者相談事業を実施してい<br>る区は少ないが、青少年の健全な成長や安全対策等に係る<br>経費であり、青少年健全育成事業に含め提案するものであ |               |
|    |                 |   | 今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。<br>(第4回幹事会)  |               |

| 項目                   | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果      |
|----------------------|--|--|-----------|
| 43 放課後子ども教室<br>推進事業費 |  | 放課後子ども教室推進事業費について、特別区の実態を踏まえ、業務委託による設定に見直すとともに算定を充実する。<br>なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。<br>(第1回幹事会)  | 目として整理する。 |
|                      | 業が国及び都補助事業であることを鑑みて、算定対象人数、日数及び時間についても一定の基準が必要であることから、今後も制度改正等を含め、都補助基準額積算の考え方に則って適宜変更していくことが適当である」として合意したものである。 | 都側から発言のあった都の補助金算定基準について伺う。<br>都区で合意した平成26年度財調協議によると、都の補助金<br>算定基準のうち、謝金単価は補助対象経費における上限額<br>で設定し、配置人数、日数及び時間は補助基準額による都<br>予算に連動する数値で設定されている。<br>このうち、都予算に連動する数値については、区の実態から大きく乖離していることから、謝金単価と同様に、都の補助金算定基準のうち補助対象経費を基準とし、区の実態を踏まえた数値に見直すべきと考えるが、都側の見解を伺う。<br>特に配置人数は、都の補助金算定基準において、「子供教室の実情に応じ、必要な人数」が補助対象となっており、特別区の実態を踏まえた見直しは妥当であると考える。<br>(第3回幹事会) |           |

| 至于 | <b>■財政需要額の調整項目(つつき)</b> |   |  |      |
|----|-------------------------|---|--|------|
|    | 項目                      | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果 |
|    | 推進事業費                   | 本事業において、都補助制度が見直されるといった状況に変化はないことから、引き続き都補助基準額積算の考え方に則って見直していくことが妥当であると考える。<br>(第4回幹事会) | えて設定されているものであり、都としては、この基準に<br>沿った経費設定が妥当である」と発言があったが、本事業<br>の補助金交付要綱の補助対象経費において、都補助基準額   |      |
|    |                         |   | 本事業は、平成26年度財調協議から見直しができておらず、特別区の実態から大きく乖離した算定となっていることを踏まえ、現行の都の補助金算定基準の範囲内で、特別区の実態を少しでも捕捉できるよう見直しを提案しているものである。また、都補助制度が見直されるといった状況に変化がないからこそ、年度によってばらつきのない決算や実施状況を捕捉できることから、都予算に連動する数値ではなく、特別区の実態を「一定の基準」として考慮することで、本事業の算定を改善することが可能であると考える。しかし、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会) |      |

| 基準財政需要額の調整 |   |   | T                            |
|------------|---|---|------------------------------|
| 項目         | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果                         |
| 44 成人式運営費  | 確認できた運営進行、映像制作等に係る経費についての充<br>実提案とのことである。<br>成人式運営費については、各区の地域特性を生かした行事   | (第1回幹事会)  | て、算定内容(役務<br>費、委託料)を見直<br>す。 |
|            | 区側から、事業費全体の見直しには踏み込まず、郵便料及び会場警備経費を新規算定する修正案に加え、各区の実施会場等を集約した実績が示された。これによると、会場警備については、主に民間施設で成人式を実施している区において、経費が突出していることを降外した経費のとなってといる。また、郵便料については、回帰分析定となってと高い相関が見られ、これを踏まえた経費設にとなってと高い相関が見られ、これを踏まえた経費設にであり、原側修正案は都側の意見を踏まえたものであり、原側修正を出りのであり、原側とこのでを理する。なが、成人式の運営実態とは、例えば、式典の実施会のであり、成人式の運営を投資であり、本事業においてはなく、この運営は大口であり、本事業においてはなく、この運営は、決算額のみではなく、この運営を把握する必要があると考える。(第4回幹事会) | 状の郵便料及び運営内容のうち会場警備経費を新規算定し、改めて標準区経費を設定する。なお、運営内容のうち運営進行、映像制作及び会場設営経費について、運営実態を把握しないことには、経費設定の妥当性を判断することができないのとことだが、運営実態とは具体的に何を指すか都側の見解を伺う。<br>(第3回幹事会) |                              |

| <u> 411-</u> | 平別以而安領の副主視日(フラC/ |   |   |      |
|--------------|------------------|---|---|------|
|              | 項目               | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果 |
| 4            |                  |   | 夏休み期間プール指導員に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を縮減する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。<br>(第1回幹事会) |      |
|              |                  | 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区<br>経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修<br>正案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会) |   |      |

### 2その他関連する項目

| 27  | 2 その他関連する項目  |  |  |             |  |
|-----|--------------|--|--|-------------|--|
| No. | 項目           | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果        |  |
|     | 容補正】おむつ回収事業費 | 本事業は令和3年度財調協議において、都が「他自治体における実施状況について、区側から明確な回答が得られなかったことから、現時点において、本事業を基準財政需要額として算定する妥当性を判断することができない」として、協議が整わなかったものである。このような状況の中、本事業について、改めて基準財政需要額として算定すべきと考える理由を伺う。また、区立認定こども園について、現行算定の経費設定方法は私立認定こども園の公定価格における年齢別価格差を反映するものとなっているが、この年齢別の価格差はどういった要因で生じているのかを伺う。(第2回幹事会) | 区立保育所及び区立認定こども園における紙おむつ回収事業に係る経費について、新規に算定する。なお、区立保育所における標準区経費は、全比例での算定とし、事業実施区の単価及び年間総量並びに特別区の0~3歳入所児童数により設定する。<br>区立認定こども園は、態容補正により新規に算定する。(第1回幹事会)  | いて、新規に算定する。 |  |
|     |              | 財政需要額として算定すべきという区側の考えや公定価格の年齢別価格差の要因について理解した。<br>しかし、区立保育所に関する経費については、3歳未満児と<br>3歳以上児で所要経費に差があることを踏まえ、当該年齢区<br>分に応じた密度補正を行っているという点を考慮したもの  | 基準財政需要額として設定すべきと考える理由については、令和5年1月に厚生労働省等から通知された事務連絡「保育所等における使用済みおむつの処分について」において、「多くの自治体がここ数年の間に使用済みおむつの処分を保育所で行うよう方針を示しており、多くの保育所で実際に使用済みおむつの処分を保育所で行っていることが判明した。」と記載があり、また同事務連絡では「保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨することとする。」とされていることから、基準財政需要額として算定することは妥当と考える。まで、年齢別価格差の要因については、保育所等における職員配置基準による職員数の差を加味するため生じているものであり、おむつ回収事業費等は加味されていない。(第2回幹事会) |             |  |
|     |              | 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区<br>経費及び態容補正として合理的かつ妥当な水準であること<br>から、区側修正案に沿って整理する。<br>(第4回幹事会)  | 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費及<br>び態容補正を設定した。<br>(第3回幹事会)  |             |  |

|     | <u>の他関連する項日</u><br> |   | — — — » (.  | [+ ->+ /   . m |
|-----|---------------------|---|---|----------------|
| No. | 項目                  | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果           |
| 2   | 切替事業費               |   | なお、全比例での算定とし、標準区経費は、令和5年度における実施実態から単価を設定し、その単価に標準施設の実態面積を乗じて設定する。<br>(第1回幹事会)   | 目として整理する。      |
|     |                     | 量の影響等も考慮されていないことから、現時点において、本事業を標準区経費として算定する妥当性を判断することができない。 | 実施率については、確認していないが、LED灯切替に係る経費については、未算定であると考えられるため、財調上は令和6年度から開始するモデルで設定した。また、LED灯切替に伴う電力消費量の影響等を考慮すべきとのことであるが、影響はあると認識している。しかし、電気料金 |                |
|     |                     |   | LED化を前提とした協議をこれまで行っていない経緯に鑑みると、未算定であると考える。しかしながら、現在算定されている経費との切り分けが困難であることから、今回の協議では協議が整わなかった項目として整理する。(第4回幹事会)                     |                |

| 26  | <u>の他関連する項目</u> | (つづき)   |  |   |
|-----|-----------------|---|--|---|
| No. | 項目              | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果  |
| 3   |                 | また、令和6年5月以降の国庫補助の動向が不透明な中で、<br>国庫補助の廃止を前提とした物騰率を反映することは妥当<br>ではない。<br>建築工事単価については、令和5年度財調協議において建築<br>工事単価に係る物騰率の算出方法を臨時的に見直したこと | 国内の物価関連指数が上昇した結果、価格の高止まりが続いている。<br>特別区の行財政運営にも影響を与えており、都区財政調整<br>においても、一定の対策を講じる必要があることから、以  | いて、協議が整でで、協議が整ででたった。 事務局をしてのる。 事務の 一にののののでは、事務のでは、事務のでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは |
|     |                 | かの措置が必要であることは都としても認識している。<br>そこで、建築工事単価について、現行の物騰率の算出方法<br>により適切に反映されるという都側の認識に変わりはない<br>が、物価高騰の動向をより早期に建築工事単価に反映させ             | 費者物価指数によると指数は国庫補助により抑えられているが、国庫補助は令和6年4月までであり、令和6年度は再度上昇することが見込まれることから提案したものである。再度上昇することが見込まれることにより、対応が必要であるという考えに変わりはないが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が |   |

| 26    | <u>の他関連する項目</u> | (つつき)  |   |      |
|-------|-----------------|--|---|------|
| No.   | 項目              | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果 |
| - 101 | 特別交付金           | 特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会に表現の本則を2%から5%に変更する改正条例の本則を2%から5%に変更する改正条例である。各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するためには、5%ががる。と考える。なお、近年の特別交付金の申請状況を見て異なる。なお、近年の特別交付金の申請状況を見て異なる。なお、近年の特別交付金の申請状況を見て異なる。なお、近年の特別交付金の申請はなっていない、区ごとに異なる。次に、「算定の透明性・公平性の向上」について都側なの第定とが、特別交付金の第定ルールにで議論平位のでは、5%を大きく超える規で毎年の中上」について都側ねのの第定したものである。そのため、透明性・公平性のの形をを表えている。「算定付金は特定の事項に対したの発言があるとと考えている。」「算付金は特定の事項に対したの発言があるととも、問題はないと考えている。との発言があるとできるとは特定の事項に対したの発言があるととき書項ととするよれるできまないと対したのでは関っていまり扱われるによきとも当時に対象とした事度財調協議で「不要な申請が、今年度もればと、といるが、今年度は繋がっていない。(つづきあり)  一次に合意から3年が経過しているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているが、毎年度申し上げているがある。 | 1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてある。現行割合の5%については、平成19年度財調協議において、合を2%から5%に変更する案が都から突然示されための分割合変更とセットであるとしてある。法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正により、大き、を19人は民税の一部国税化等の不合理な税制改正によった。 法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正によった。 法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正によった。 |      |
| I     |                 |  |   |      |

| ら、「特別交付金の算定ルールに基と考えられる事業を申請している。が、その結果として5%を大きく超えされており、5%が必要であると考え次に、「算定の透明性・公平性の向ら「特定の事項について算定するこるものではないとのことだが、こののか」との発言があったが、特別交   | 第1回幹事会において、都側より、「こうした財政需要を着<br>とる規模で毎年申請がな<br>こる。<br>上」について、区側か<br>とをあらかじめ約束す<br>ををあらかじめ約束す<br>に付金の総額は、交付金<br>を区は、特別交付金の算定ルールに基づき、算定対象にな   | 協議結果 |
|--|--|------|
| ら、「特別交付金の算定ルールに基と考えられる事業を申請している。が、その結果として5%を大きく超えされており、5%が必要であると考え次に、「算定の透明性・公平性の向ら「特定の事項について算定するこるものではないとのことだが、こののか」との発言があったが、特別交   | る。<br>第1回幹事会において、都側より、「こうした財政需要を着<br>とる規模で毎年申請がな<br>る。<br>別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象には<br>とをあらかじめ約束す<br>とをあらかじめ約束す<br>で取扱いはいつ決まった。<br>で付金の総額は、交付金<br>をのには、5%が必要である」、「近年の特別で付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象には<br>なっていない、区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超<br>える規模で毎年申請されている。」との発言があり、これ<br>までの協議と同様の見解が示された。<br>で付金の総額は、交付金<br>各区は、特別交付金の算定ルールに基づき、算定対象にな   |      |
| 別区相互間の財政調整に関する条例<br>ており、その時々の財源状況等によ<br>合もありうるという、制度上の話を<br>また、「法令の規定とは具体的に何<br>が、地方自治法施行令第210条の12第<br>2項の規定である。<br>「算にである。<br>「算にである。」の例示化・公<br>えるが、回の見解をでしいただいを<br>の趣に、「算になり、が明確化され<br>透明性が向上してがより、<br>で、<br>あれ4年度財調協議で申し上げている。<br>で、<br>あの軽減には繋がる。」というこ<br>る。区側提案により、第一で、<br>ので、<br>ものづきあり) | 都側より、「特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って取り扱われるべきと考える。」との発言があった。まず、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではないとのことだが、この取り扱いはいつ決まったのか伺う。次に、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールとのことだが、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールとのことだが、法令の規定とは具体的に何か伺う。次に、都と区で合意した算定ルールに則って取り扱われるではのみで合意したところが、都と区で合意した算定ルールに則って取り扱うからことをお伝えすが、都と区で養論し、算定項目「Bーエ」の例示化をすることにより、算定ルールを改善し、算定の透明性・公平性を高めるべきと考るが、都側の見解を伺う。(つづきあり) |      |
|  | たが、この間、具体的確化されたことにより、算定の透明性が向上していること   |      |

| No.   | 項目         | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果 |
|-------|------------|--|--|------|
| - 101 | 特別交付金(つづき) | まず、区側から、「申請の規模が5%を下回れば、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 第2回幹事会において、都側より、「区側から、『特別る事業を申請している。』との発言があったが、その結果との発言があったが、と考える規模で毎年申請がなされており、の光さの表表を大きく超える規模で毎年を書があったが、申請があると考える。」との発言があったが、申請があると考える。」との発言があったが、申請があると考える。」との発言があったが、中間の見解を同う。次に、「前回幹事会で、との発言があった。第定では、第一本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの |      |
|       |            |  |  |      |

| No. 項目     | 都の考え方  | 区の考え方 | 協議結果 |
|------------|--|-------|------|
| 特別交付金(つづき) | 次に、「少なさきない。 「特別区では、側共有、、「特別のとともののは、のは、、「特別のととをでいる。」をでいる。当時のででは、、「特別ででは、、「特別ででは、、「大きなどのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで |       |      |

| 5 都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な 都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の はない スピー・ おおい こうけん はいま こうしょ 日 か しょう かい こうけん おいま しょう はいま こうしょ 日 か しょう かい こうけん おいま しょう しょう はい こうけん はいま しょう はいま しょう しょう はいま しょう はい はい はいまい しょう はい はいま しょう はいま しょう はい はいま しょう はいま しょう はいま しょう はいまい はいま しょう はいま はいま はいま しょ |  |
|--|--|
| 促進を図ることを目的とした契励的補助金である。本件について、国に制度改正を要望すること自体が、都区の自治を損ないかねないものと強い危惧を抱くものである。都市計画本でも、医が行う連続並在交差化事業を対象に加えることや、都市計画公園整備事業の面積要件を緩和することなど、様々な見直しを行つてきた。 円から今和5年度は200億円となっている。今後とも、各区に現状や課題などを何うなと、引き続き適切に調整を図りながら対応していきたいと考えている。(第1回幹事会)  (第1回幹事会)  「第1回幹事会)  「第1の幹事会)  「第2の情報ととされた事が別の区域においては都税とされた。 「第1の情報を変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変更が変   |  |

| No. | 項目      | 都の考え方 | 区の考え方   | 協議結果 |
|-----|---------|-------|---|------|
|     | 都市計画交付金 |       | この総務省の見解を踏まえ、昨年度の財調協議において、                          |      |
|     | (つづき)   |       | 協議に応じるよう求めたが、都側からは「都市計画税が地                          |      |
|     |         |       | 方税法により都税となっている以上、財調協議ではなく、                          |      |
|     |         |       | 都の予算により対応していくものと考えている。」との見                          |      |
|     |         |       | 解が示された。   |      |
|     |         |       | こうした都側の見解は、過去の協議状況等を無視したもの                          |      |
|     |         |       | であると言わざるを得ず、区側としては、実質的な協議が                          |      |
|     |         |       | できないまま、今後も都側の一方的な差配によって運用さ                          |      |
|     |         |       | れ続けることはこれ以上容認できないという判断のもと、                          |      |
|     |         |       | 国に制度改正を要望した。  |      |
|     |         |       | また、先日行われた財調協議会においても、明確な回答は                          |      |
|     |         |       | なかった。   |      |
|     |         |       | 我々は特別区の代表として、財調協議に臨んでいる。本件                          |      |
|     |         |       | は、制度上の問題であることから、「各区から直接、現状の問題などなわない。」ということではなく、この思い |      |
|     |         |       | や課題などをお伺いする」ということではなく、この場に                          |      |
|     |         |       | おいて、区側が主張している現状や課題に対し、都側の見解を述べるべきである。               |      |
|     |         |       | 用を近へるべきである。<br>このような都側の姿勢は容認できるものではなく、総務省           |      |
|     |         |       | の意向とも異なると考えるが、23区の代表が集まる財調協                         |      |
|     |         |       | 議の場で議論を行わない理由を伺う。                                   |      |
|     |         |       | また、都市計画税の配分について、都区で協議を行うにあ                          |      |
|     |         |       | たっては、都区が行っている都市計画事業の実施実態や都                          |      |
|     |         |       | 市計画税の充当状況を検証することが不可欠である。                            |      |
|     |         |       | しかしながら、これまでも区側が再三情報の提示を求めて                          |      |
|     |         |       | いるにもかかわらず、都が行う都市計画事業の実施状況や                          |      |
|     |         |       | 都市計画税の充当事業の詳細は明らかにされていない。特                          |      |
|     |         |       | に目的税である都市計画税の使途については、国は、議会                          |      |
|     |         |       | や住民に対しその使途を明らかするとともに周知すること                          |      |
|     |         |       | が適当であるとしている。都知事の目指す都政の透明化を                          |      |
|     |         |       | 図る意味からも、区側が求める情報を開示すべきと考える                          |      |
|     |         |       | が、都側の見解を伺う。   |      |
| l   |         |       | (第1回幹事会)  |      |
| i   |         |       | VII. 1.11.1.1.1.1                                   |      |

| No. | 項目           | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果 |
|-----|--------------|---|---|------|
| 者   | 都市計画交付金(つづき) | 都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために課される目的税であり、特別区の区域では都市計画事業の多くを実施していることや、都における都市計画事業の一体性・統一性の確保への配慮を図る必要があることなどを考慮して、地方税法上都税とされている。<br>法律により特別区にその一定割合を配分することとされている。<br>法律により特別区にその一定割合を配分することとされている。<br>法律により特別区にその一定割合を配分することとされている。<br>法律により特別区にその一定割合を配分することとされている。<br>を関から「奨励的補助金である」と表別区にお都について発言があった。都市計画交付金は、特別区にな都において発言があった。都の円滑な促進を図ることを予算によって対応している。<br>都市計画ではないと認識しているが、改めて申し上げる。<br>また、区側から、冒頭に発言のあった3点については、先日の第1回財調協議会等でも発言しているが、改めて申し上げる。<br>都はこれまでも、区が行う連続立体交差化事業を対象に加えることや、都市計画公園整備事業の面積要件を緩和する | 第1回幹事会において、区側から「都市計画事業の実施割合に見合うよう都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」、「全都市計画事業の交付対象化」及び「都市計画事業の実態を検証するための情報の提示」の3点について求めたが、都側から明確な回答はなかった。<br>そこで、区側が提案している3点について、改めて、都側の |      |

|     | )他関連する項目         |       |   |          |
|-----|------------------|-------|---|----------|
| No. | 項目               | 都の考え方 | 区の考え方   | 協議結果     |
| 者   | が市計画交付金<br>(つづき) |       | 都側の主張は、こうした過去の協議状況等を無視したものであり、都側が都市計画交付金を「奨励的補助金である」と主張する根拠について伺う。<br>国に制度改正を要望したことは、都側が、都市計画税が都税とされていることを理由に協議に応じていないからであり、今後も都側の一方的な差配によって運用され続けることをこれ以上容認しないという決意のもとである。そもそも都側が協議に応じていないことが原因であるにもかかわらず、都側が、都区の自治を損ないかねないものと強い危惧を抱くこと自体が疑問であり、そのように考える理由について伺う。<br>我々は、特別区の代表として、財調協議に臨んでいる。「各区に現状や課題などをお伺いする」というのであれば、この場において、区側が主張している現状や課題に対し、具体的な都側の見解を述べるべきであると考える。(第2回幹事会) | POSTACIA |
|     |                  |       | 合を配分することとされている調整税等とは制度上の性格が異なる」との見解が示されたほか、区側が回答を求めた都市計画交付金を奨励的補助金であると主張する根拠について、「都市計画交付金は、特別区における都市計画業の円滑な促進を図ることを目的として、都において創設した交付金であるため、都の予算によって対応しているの」との発言があった。区側は、本来基礎自治体の財源である都市計画税が特別区域において都税となったことの経緯や、過去の協議状況等を踏まえて、これまで再三、都市計画交付金市とりまではよいるのであり、都側の一方的な主張により実質的な議論ができないことは到底容認できない。次回の幹事会では、今回の議論を踏まえて、区側の考え方を述べさせていただく。(第2回幹事会)  |          |

| No. | 項目 | 都の考え方   | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----|---|-------|------|
|     |    | とについて、都側と整理を行った認識はなく、都側はいつから奨励的補助金であるとされたのか、との発言があった。都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的として、都において創設した交待をであるため、都の予算によって対応していくものと考えている。次に、区側から、都側はこれまで都区で都市計画交付金のあり方を検討してきた事実を認識した上で、主張しているのか、との発言があった。また、区側から、都市計画事業の実施状況に見合った配分については、引き続き都区で協議すべき課題であることに関して、認識の違いはいつから生じているのか、との発言があった。平成12年2月の都区協議会における5項目の確認事項について、認識の違いはいつから生じているのか、との発言があった。平成17年8月から10月にかけて財調協議会で集中的に議論を行った。その結果、都市計画交付金のあり方については、「都市計画交付金と都区財政調整での算定を通じて、特別区の都市計画事業が円滑に行われるよう、今後とも都市計画交付金の財政調整で算定する枠組みの中で改善を図ることについて認識が一致した」ことを都区で確認し、平成18年2月 |       |      |

| No. | 項目           | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果 |
|-----|--------------|--|---|------|
|     | 都市計画交付金(つづき) | 同協議会において、特別区長会会長からは、清掃、学校改築、都市計画交付金等の具体的課題については、過去の積み残し分を今回の200億円の措置で清算するものと理解し、5課題としての位置づけは終了する旨の発言もあった。都としては、平成18年2月の都区合意以降も、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、現行制度の枠組みの中で対象事業の見直しや予算の増額等を行ってきている。今後も財調協議の場ではなく、各区から直接、現状や課題等を伺うなど、引き続き適切に調整を図りながら対応していきたいと考えている。区側の発言に対する都側からの回答は以上となるが、区側から、平成18年1月16日開催の区長会総会に関する発言があった。この区長会総会で、区側は都側提案を受け入れず、認識の一致が図られなかった。それにも関わらず、都側発言を引用し、「都区共通の認識」と主張する意図を伺う。(第3回幹事会) | 平成6年9月13日に法令改正を国に要請するために都区でまとめた、「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」においては、「都市計画交付金は、特別区の区域における都市計画事業を都と特別区が分担しているために、都が 賦課・ |      |

| No. | 項目           | 都の考え方 | 区の考え方  | 協議結果 |
|-----|--------------|-------|--|------|
|     | 都市計画交付金(つづき) |       | 最後に、主要5課題のうち、都市計画交付金については、都<br>区で協議が行われたが、対象事業の追加に留まり、実質的<br>な改善が図られなかった。<br>都市計画交付金の都市計画事業の実施状況に見合った配分<br>については、平成18年1月16日の区長会総会において、都総<br>務局長が、都市計画交付金の問題については、対象事業の<br>追加を行うが、財源のあり方という点では、今後の都区の<br>あり方の検討における課題にも包含されるものであるという主旨の発言をしていることからも、引き続き都区で協議<br>すべき課題であるということが都区共通の認識であったは<br>ずだが、都側との認識の違いはいつから生じているのか、<br>都側の考えを答えていただく。<br>(第3回幹事会) |      |

# 【財源を踏まえた対応】

| No. | 項目 | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果 |
|-----|----|--------|---|------|
| 1   |    | ていただく。 | 般の税制改正による影響については精査中ということであった。いまだ協議中の事項もあることから、財源を踏まえた対応については、必要があれば、次回具体的な内容を提案させていただく。<br>(第3回幹事会) |      |

【財源を踏まえた対応】(つづき)

| No. | 源を始まれた対心】<br>項目 | 都の考え方   | <br>区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------------|---|-----------|------|
|     | 見込)             | 基準財政収入額の見込みについて、各項目の収入見込額を申し上げる。特別区民税が9,916億8百万円、軽自動車税環境性能割が2億2千4百万円、軽自動車税種別割が36億7千2百万円、特別区たばこ税が741億3千9百万円、利子割交付金が36億1千8百万円、配当割交付金が213億8千8百万円、株式等譲渡所得割交付金が221億5百万円、地方消費税交付金が2,324億2千2百万円、ゴルフ場利用税交付金が3千7百万円、環境性能割交付金が36億8千6百万円、地方特例交付金が52億3千9百万円、その他の譲与税等が163億3千8百万円、特別区民税特例加減算額がマイナス145億3千2百万円、地方消費税交付金特例加算額が213億3千3百万円となり、基準財政収入額合計では、令和5年度フレーム対比で577億6千3百万円、率にして4.4%増の、1兆3,812億7千6百万円を見込んでいる。(第3回幹事会) |           |      |
|     | 見込)             | 基準財政需要額についてであるが、既定のルール改定等を反映した結果、現時点では、約2兆1,759億円となっている。<br>なお、この基準財政需要額の中には、不交付団体の財源超過における水準超経費相当として、約200億円を含んでいる。<br>(第3回幹事会)   |           |      |
|     | 額見込)            | 基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、令和6年度の普通交付金所要額は、約7,946億円となり、調整税等の見通しから計算した普通交付金の総額が、この所要額に比べ、約3,606億円超過すると見込んでいる。(第3回幹事会)  |           |      |

【財源を踏まえた対応】(つづき)

| No. 項  | 目  | 都の考え方  | 区の考え方 | 協議結果 |
|--------|----|--|-------|------|
| 2 基準財政 |    | う和6年度の基準財政収入額は、1兆3,812億7千6百万円と、                            |       |      |
|        |    | 命和5年度フレームと比べて577億6千3百万円、率にして                               |       |      |
|        |    | .4%の増を見込んでいる。これは主に、特別区民税の増を                                |       |      |
|        |    | 見込んだことによるもので、「ふるさと納税」による寄附                                 |       |      |
|        |    | 全税額控除は引き続き増えているものの、雇用・所得環境                                 |       |      |
|        |    | つ緩やかな改善による総所得金額の増などにより、約464億                               |       |      |
|        |    | ]、率にして4.9%の増を見込んでいる。また、東日本大震                               |       |      |
|        | -  | そからの復興を図ることを目的として行われた均等割額へ<br>い物は世界が全和5年度まで終了されることに伴い、この影響 |       |      |
|        |    | の加算措置が令和5年度末で終了することに伴い、その影響<br>質を見込額に反映している。               |       |      |
|        |    | 別区たばこ税は、直近の都たばこ税に係る売渡本数の実                                  |       |      |
|        |    | f  |       |      |
|        |    | ·見込んでいる。   |       |      |
|        |    | 上方消費税交付金は、令和6年度は、11月末日が休日になる                               |       |      |
|        |    | とにより、令和6年度における繰入地方消費税額が次年度                                 |       |      |
|        |    | こ流出するため、1.9%の減少を見込んでいる。                                    |       |      |
|        |    | お、「令和6年度税制改正大綱」において、納税者及び配                                 |       |      |
|        |    | 場者を含めた扶養家族1人につき1万円の個人住民税の定額                                |       |      |
|        |    | <b>載税など、新たな見直しが示されている。</b>                                 |       |      |
|        |    | 予和6年度改正による影響については、現在、精査を進めて                                |       |      |
|        | V. | いるところである。収入見込みに変動がある項目は、次回                                 |       |      |
|        | 乾  | 争事会にて、改めてお示しする。  |       |      |
|        |    | 己布資料「平成19年度の国から地方への税源移譲に伴う特                                |       |      |
|        |    | 川区民税影響見込額(令和5年度分)」は、収入項目の一つ                                |       |      |
|        |    | である特別区民税特例加減算額の、令和6年度の区別算定に                                |       |      |
|        |    | る基礎数値となるものである。資料の数値については、                                  |       |      |
|        |    | でに都区双方の事務方で確認しているが、改めてご確認                                  |       |      |
|        |    | いただきたい。特例加減算額の措置については、「当分の                                 |       |      |
|        | ,  | 引」とされているため、来年度以降も同様に確認してい                                  |       |      |
|        |    | (Mr. o Path to A)  |       |      |
|        |    | (第3回幹事会)   |       |      |
|        |    |  |       |      |
|        |    |  |       |      |

【5年度再調整】

| No. 項 目 都の考え方   | 区の考え方 | 協議結果 |
|---|-------|------|
| 1 財源見通し 調整税等の見込みは、当初フレームと比べ、固定資産税が、約20億円、率にして0.1%の減、市町村民税法人分は、約245億円、率にして4.1%の増、特別土地保有税については、ほぼ予算額と同額、法人事業税交付対象額は、約50億円、率にして5.9%の増、固定資産税減収補填特別交付会は、ほぼ予算額と同額となることで、それぞれ見込んでいる。これらを合わせた調整税等の総額は、当初フレーム比で、約275億円、率にして1.3%の増と見込んでいる。これを財調交付金55.1%相当で計算すると、約151億円の地となり、普通交付金が約144億円の増、特別交付金が約8億円の増となる。財源見通しは、このようになっているが、普通交付金にいては、再算定時に約389億円の算定残が発生していたので、約533億円が最終的な算定残となる見込みである。(第3回幹事会) |       |      |

# 【5年度再調整】(つづき)

| 2 5年度の対応   | No. 項 目 | 目 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果 |
|--|---------|--|--|------|
| 大はと説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、<br>約533億円となる見込みである。<br>この取扱いについては、都区財政調整条例第8条第2項及び<br>都区間で含意したルールに基づき、特別交付金に加算する<br>のではなく、基準財政需要額の追加算定を行い、普通交付<br>金で交付することとする。<br>この算定に当たっては、令和5年度の財政需要を改めて見直<br>した上で、次の項目について検討を進めている。<br>義務教育施設の新途・増築等に要する経費について、特別<br>・一大きないこととして募論にないが、その他の事業として、本来、標準算定<br>すべき事業であるにもかかわらず、過去の協議等により未<br>算定となっている事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生<br>第次を行わないこととして募定、発生が危惧されて、将来<br>を行わないこととして募定、発生が危惧されている。<br>整件的には、自治体情報システムの標準化・共通化に係る<br>経費や、医立小中学校に対ける学校給食費無償化に係る<br>経費、投資的経費の物価高騰対策に係る経費、中小企業<br>離所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定、これ<br>らの項目について、算定すべきと考えている。<br>(第3回幹事会)<br>(第3回幹事会) |         | 応 令和5年度の算定残の取扱いに係る、都側の考えを説明する。<br>先ほど説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、約533億円となる見込みである。<br>この取扱いについては、都区財政調整条例第8条第2項及び都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算するのではなく、基準財政需要額の追加算定を行い、普通交付金で交付することとする。<br>この算定に当たっては、令和5年度の財政需要を改めて見直した上で、次の項目について検討を進めている。<br>義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、将来の財政負担を軽減するため、令和5年度分に限り、起債充当を行わないこととして算定、発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定、これらの項目について、算定すべきと考えている。 | 一都ののない。<br>一ででは、一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一ででは、<br>一でででででででででででででででででででででででででででででででででででで |      |

# 都区財政調整協議会幹事会のまとめ(案)

#### I 令和6年度当初フレームにおける協議課題の整理

# 1. 新規算定

- 〇都・区市町村DX協働運営委員会経費(GovTech 東京負担金)
- ○ひきこもり対策事業費
- ○病児保育事業
- ○定期利用保育補助事業費
- ○【単位費用】【態容補正】おむつ回収事業費
- ○国民健康保険事業助成費 (産前産後保険料免除)
- ○在宅療養推進事業費
- ○予防接種助成事業費(帯状疱疹ワクチン)
- ○商工振興費(中小企業関連資金融資あっせん事業(緊急対策分))
- ○【小・中学校費】学校運営費(教育用コンピュータ運用保守経費)
- ○【小・中学校費】教員用デジタル教科書経費
- ○地域学校協働活動推進事業費
- ○子どもの読書活動推進事業費

#### 2. 算定改善等

#### 28項目

13項目

## <算定充実>

#### 11項目

- ○水害対策経費
- ○職員研修費
- ○公金取扱手数料(指定金融機関業務経費)
- ○地域子育て支援拠点事業
- ○放課後児童クラブ事業費
- ○区立保育所管理運営費
- ○保育所等の第二子無償化等への対応
- ○健康診査(乳がん検診)
- ○細街路拡幅事業費
- ○教育相談事業費(スクールソーシャルワーカー報酬)
- ○成人式運営費

#### <事業費の見直し> 5項目

- ○成人保健対策費(訪問指導)
- ○住宅対策費(特定優良賃貸住宅家賃対策補助)
- ○【投資・熊容補正】高齢者向け優良賃貸住宅供給事業(まちづくり)
- ○【中学校費】夏休み期間プール指導員
- ○社会教育総務費(社会教育委員経費)

## <算定方法の改善等> 12項目

- ○災害対策費(消火器設置管理費)
- ○退職手当費
- ○【投資・態容補正】高齢者集合住宅の整備費等
- ○食品衛生費(食品衛生営業許可等手数料)
- ○清掃費の見直し
- ○【態容補正】農業委員会運営費
- ○建築紛争予防調整事務費
- ○建築審査会運営費
- ○道路維持補修費
- ○道路占用許可取締事務費(道路占用料)
- ○公園使用料·占用料
- ○【投資】物価高騰対策

3. その他 1項目

#### <財源を踏まえた対応>

○公共施設改築工事費の臨時的算定

#### Ⅱ 令和5年度再調整について

#### 再調整について

9項目

- ○国民健康保険事業助成費 (産前産後保険料免除)
- ○国民健康保険事業助成費(出産育児一時金)
- ○予防接種助成事業費(帯状疱疹ワクチン)
- ○予防接種費 (ヒブワクチン)
- ○商工振興費(中小企業関連資金融資あっせん事業(緊急対策分))
- ○標準給単価等の見直し
- ○【投資】物価高騰対策
- ○首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費
- ○義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外

#### I 令和6年度当初フレームにおける協議課題の整理

#### <基準財政需要額の算定>

- 1. 新規算定(13項目)
  - ○都・区市町村DX協働運営委員会経費(GovTech 東京負担金) GovTech 東京負担金について、「都区市町村電子自治体共同運営システム経 費」の事業区分を「都・区市町村DX協働運営委員会経費」に変更の上、 新規算定する。
  - ○ひきこもり対策事業費 ひきこもり対策事業に係る経費について、新規算定する。
  - ○病児保育事業

病児保育事業における保育士等の処遇改善経費について、新規算定する。

○定期利用保育補助事業費 定期利用保育事業における保育士等の処遇改善経費について、新規算定する

○【単位費用】【態容補正】おむつ回収事業費 区立保育所及び区立認定こども園におけるおむつ回収事業に係る経費について、新規算定する。

○国民健康保険事業助成費(産前産後保険料免除)

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」及び関係政省令の施行により、令和6年1月から創設された国民健康保険被保険者の産前産後の保険料免除制度に係る経費について、新規算定する。

○在宅療養推進事業費

在宅療養推進事業に係る経費について、新規算定する。

- ○予防接種助成事業費(帯状疱疹ワクチン) 50 歳以上を対象とした帯状疱疹ワクチン接種の助成に係る経費について、 新規算定する。
- ○商工振興費(中小企業関連資金融資あっせん事業(緊急対策分)) 物価高騰等に対応するための中小企業関連資金融資あっせん事業(緊急対 策分)の令和5年度貸付分について、令和6年度から令和12年度までの利 子補給に係る経費を新規算定する。
- ○【小・中学校費】学校運営費(教育用コンピュータ運用保守経費) 児童・生徒が使用するPCに係る運用保守経費及びヘルプデスクに係る経費について、新規算定する。
- ○【小・中学校費】教員用デジタル教科書経費 教員用デジタル教科書に係る経費について、新規算定する。
- ○地域学校協働活動推進事業費 地域学校協働活動推進事業に係る経費について、新規算定する。
- ○子どもの読書活動推進事業費 乳幼児を対象としたブックスタート事業及び本の読み聞かせ事業に係る経 費について、新規算定する。

#### 2. 算定改善等

- ① 算定充実(11項目)
  - ○水害対策経費水害対策に係る経費について、算定を充実する。
  - ○職員研修費

職員研修に係る経費について、算定を充実する。

- ○公金取扱手数料(指定金融機関業務経費) 公金取扱手数料について、指定金融機関業務に係る手数料単価が改定され るため、算定を充実する。
- ○地域子育て支援拠点事業地域子育て支援拠点事業における都単独型に係る経費について、算定を充実する。
- ○放課後児童クラブ事業費 放課後児童クラブ事業費について、放課後児童支援員等の処遇改善経費を 反映し、算定を充実する。
- ○区立保育所管理運営費 区立保育所における保育士の処遇改善経費等について、算定を充実する。
- ○保育所等の第二子無償化等への対応 東京都が開始した第二子無償化に伴う影響を反映するとともに、多子世帯 の児童に対する保育料軽減に係る経費について、算定を充実する。
- ○健康診査(乳がん検診)乳がん検診に係る経費について、算定を充実する。
- ○細街路拡幅事業費細街路拡幅事業に係る経費について、算定を充実する。
- ○教育相談事業費 (スクールソーシャルワーカー報酬) スクールソーシャルワーカーに係る経費について、算定を充実する。
- ○成人式運営費成人式の運営に係る経費について、算定を充実する。

### ② 事業費の見直し(5項目)

- ○成人保健対策費(訪問指導) 訪問指導の実施に係る経費について、算定を廃止する。
- ○住宅対策費(特定優良賃貸住宅家賃対策補助) 特定優良賃貸住宅家賃対策補助に係る経費について、算定を廃止する。
- ○【投資・態容補正】高齢者向け優良賃貸住宅供給事業(まちづくり) 高齢者向け優良賃貸住宅供給事業の整備費補助等について、算定を廃止す る。
- ○【中学校費】夏休み期間プール指導員 夏休み期間プール指導員に係る経費について、算定を縮減する。
- ○社会教育総務費(社会教育委員経費) 社会教育委員に係る経費について、算定を縮減する。

#### ③ 算定方法の改善等(12項目)

○災害対策費(消火器設置管理費) 消火器の設置管理に係る経費について、算定を改善する。

○退職手当費

定年引上げに伴い、退職手当に係る経費について、算定を改善する。

○【投資・態容補正】高齢者集合住宅の整備費等 高齢者集合住宅の整備・改築・大規模改修に係る経費について、算定を改善する。

○食品衛生費(食品衛生営業許可等手数料)食品衛生営業許可等手数料について、算定を改善する。

○清掃費の見直し

標準区ごみ量の見直し、収集運搬モデルの改定など、清掃費全体の算定を改善する。

○【態容補正】農業委員会運営費

農業委員会の運営に係る経費について、算定を縮減するとともに、農業委員会を設置している区に対し、農業世帯数に応じて加算する算定方法に見直すことで、算定を改善する。

○建築紛争予防調整事務費

建築紛争予防調整事務に係る経費について、算定を改善する。

○建築審査会運営費

建築審査会の運営に係る経費について、算定を改善する。

○道路維持補修費

道路維持補修に係る経費について、算定を充実するとともに、道路占用料について、令和4年4月に特別区の道路占用料が改定されたことを踏まえ、 算定を見直すことで、算定を改善する。

○道路占用許可取締事務費(道路占用料)

道路占用料について、令和4年4月に特別区の道路占用料が改定されたことを踏まえ、算定を見直す。

○公園使用料·占用料

公園使用料及び公園占用料について、令和4年4月に特別区の公園占用料 が改定されたことを踏まえ、算定を見直す。

○【投資】物価高騰対策

現下の原材料費等の上昇や円安等による物価高騰の影響の長期化を踏まえ、 投資的経費の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予 算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を 令和6年度に限り臨時的に算定する。

#### 3. その他(1項目)

○公共施設改築工事費の臨時的算定

令和6年度に限り、公共施設改築工事費を臨時的に追加算定する。

#### Ⅱ 令和5年度再調整について

- ○国民健康保険事業助成費(産前産後保険料免除) 令和6年1月から開始された国民健康保険の産前産後保険料免除に係る経費を算定する。
- ○国民健康保険事業助成費(出産育児一時金) 令和5年4月からの出産育児一時金の1人当たり支給額の引上げに要する 経費を算定する。
- ○予防接種助成事業費(帯状疱疹ワクチン) 50歳以上を対象とした帯状疱疹ワクチン接種の助成に係る経費を算定する。
- ○予防接種費(ヒブワクチン) 令和5年8月からのヒブ感染症に係る予防接種費用の単価改定に伴う経費 を算定する。
- ○商工振興費(中小企業関連資金融資あっせん事業(緊急対策分)) 物価高騰等に対応するための中小企業関連資金融資あっせん事業(緊急対 策分)の令和5年度貸付分について、当年度における利子補給及び信用保 証料補助に係る経費を算定する。
- ○標準給単価等の見直し 特別区人事委員会勧告を受けた給与改定を踏まえ、標準給単価等を見直し て算定する。
- ○【投資】物価高騰対策 現下の原材料費等の上昇や円安等による物価高騰の影響の長期化を踏まえ、 投資的経費の物価高騰対策経費を算定する。
- ○首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費 発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、 災害時の避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定する。
- ○義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外 義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、起債充当を行わない こととして算定する。